

平成28年度実績評価書

平成29年7月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成27年3月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成28年3月に、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成28年度実績評価計画書」を作成したところ、このたび、基本計画及び「平成29年度政策評価の実施に関する計画」（平成29年4月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、「平成28年度実績評価計画書」において示した18の業績目標の実現状況についてそれぞれ評価を行った。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した参考指標の推移、外部要因の影響等を併せて勘案しつつ、今後の改善の方向性を示すためにも厳格かつ総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「業績目標達成のために行った施策」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号及び事業名を記載している（施策全般に関わる事業については、記載を省略している。）。

凡 例

1 認知件数等について

○ 認知件数

警察において発生を認知した事件の件数をいう。

○ 検挙件数

警察において検挙した事件の件数をいう。

○ 送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

○ 検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

○ 送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

なお、同一人について同種の余罪がある場合、同一の罪について共犯者がある場合があることから、罪種により、検挙件数の合計と検挙人員の合計は必ずしも一致しない。

2 刑法犯、特別法犯及び包括罪種について

○ 刑法犯

特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

○ 特別法犯

上記の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」

に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

なお、特別法犯については、認知件数を計上していない。

○ 包括罪種

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盜犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

- ・ 凶悪犯………殺人、強盗、放火、強姦（改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷及び同法第181条第3項の集団強姦致死傷をいう。）
- ・ 粗暴犯………暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
- ・ 窃盜犯………窃盜
- ・ 知能犯………詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
- ・ 風俗犯………賭博、わいせつ
- ・ その他の刑法犯………公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

○ 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

- ・ 犯罪少年………犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）
(刑法犯少年………犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者)
- ・ 触法少年………刑罰法令に触れうる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）
- ・ ぐ犯少年………刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者（少年法第3項第1項第3号）

○ 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

3 各業績指標の達成度の評価基準について

- **達成**：◎
指標を全て達成していると認められるもの
- **おおむね達成**：○
指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの
- **達成が十分とは言い難い**：△
指標を全て達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められられないもの

4 各業績目標の達成度の評価基準について（各行政機関共通区分）

- **目標超過達成**：●
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
- **目標達成**：◎
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
- **相当程度進展あり**：○
一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかつたが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの
- **進展が大きくない**：△
一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかつたなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
- **目標に向かっていない**：×
主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかつたため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかつたと考えられるもの

5 評価結果の政策への反映の方向性について

- **引き続き推進**
評価対象政策を引き続き推進するもの
- **改善・見直し**
評価対象政策の一部を廃止、休止又は中止するもの

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- 既存事業を廃止・縮小するとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- 複数事業の統合を行う
- 対象分野をシフトする
- 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

○ 廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部を廃止、休止又は中止するもの

6 目標の達成状況等について

業績目標や業績指標の達成度等の評価に当たっては、より的確な評価を行うため、単純に数値のみで判断するのではなく、参考指標の推移、外部要因の影響等を踏まえ、また、必要に応じて新たな参考指標を追加するなどして、今後の政策の発展可能性等を考慮した上で、厳格に評価を行っている。

そのため、一部の業績目標については、4の評価基準によって評価を行った場合とは異なる評価結果となっている。

(例)

○ 基本目標4・業績目標1「歩行者・自転車利用者の安全確保」

28年中の歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数等は、いずれも27年中の数値より減少したため目標を達成してはいるものの、第10次交通安全基本計画に掲げられた目標を達成するためには、交通事故死者数等を更に減少させる必要があることから、目標の達成状況について、「相当程度進展あり」と評価している。

○ 基本目標7・業績目標1「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」

サイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策を推進するなど目標を達成してはいるものの、28年中のサイバー犯罪の検挙件数等が過去最多となるなど、サイバー空間の脅威は依然として深刻であることから、目標の達成状況について、「相当程度進展あり」と評価している。

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

基本目標	業績目標	ページ
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	1 5 7
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 4 捜査への科学技術の活用 5 被疑者取調べの適正化	9 12 14 17 19
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 2 国際組織犯罪対策の強化	21 24
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 運転者対策の推進 3 道路交通環境の整備	27 30 33
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 2 災害への的確な対処 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	39 43 46
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	49
7 安心できるIT社会の実現	1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	53

平成28年度実績評価書

基本目標1 業績目標1

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保					
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進					
業績目標の説明	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	当初予算(a)	134,915 <110,699,410>	124,391 <116,981,772>	69,117 <125,096,438>	152,303 <119,706,518>	
	補正予算(b)	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>		
	繰越し等(c)	0 <10,680,342>	0 <10,583,225>			
	合計(a+b+c)	134,915 <133,496,190>	124,391 <137,338,366>			
	執行額(千円)	104,032 <116,879,296>	108,748 <121,094,872>			
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (4) 銃器対策の推進 (5) 國際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進					
	○「人身取引対策行動計画2014」(26年12月16日犯罪対策閣僚会議) 4 人身取引の撲滅 (1) 取締りの徹底 (2) 国境を越えた犯罪の取締り					
	○「子供・若者育成支援推進大綱」(28年2月子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3 基本的な施策 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	
		重要犯罪(件)	14,290	14,463	14,604	13,856	12,323	13,907	11,300
		殺人	1,034	1,042	952	1,028	943	1,000	876
		強盗	3,700	3,615	3,267	2,916	2,387	3,177	2,169
		放火	1,083	1,052	1,093	1,100	1,053	1,076	937
		強姦	1,214	1,309	1,389	1,253	1,138	1,261	968
		略取誘拐・人身売買	178	172	188	211	191	188	222
		強制わいせつ	7,081	7,273	7,715	7,348	6,611	7,206	6,128
		住宅対象侵入犯罪(件)	85,577	81,763	75,819	65,140	61,772	74,014	54,278
		住宅強盗	277	279	243	221	187	241	164
		空き巣	45,488	43,904	39,213	33,339	30,495	38,488	26,538
		忍込み	15,983	13,419	13,499	11,293	11,870	13,213	9,481
		居空き	3,622	3,737	3,228	2,644	2,388	3,124	2,177
		住居侵入	20,207	20,424	19,636	17,643	16,832	18,948	15,918
		※ 28年度は暫定値							(29年4月生活安全企画課作成)
		注1 都道府県警察が、犯罪統計等を分析し、地域住民等の安全を脅かしているものとして認めた種類の犯罪(重点犯罪)のうち、警察庁が実績評価を行うに当たり、全国的な犯罪情勢を勘案し、選定した犯罪							

達成状況:○ (重要犯罪)	達成目標	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値よりも減少させる。							
達成状況:◎ (住宅対象侵入犯罪)									

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度
	刑法犯の認知件数	刑法犯認知件数(件)	1,481,578	1,377,540	1,300,308	1,190,844	1,078,450	1,285,744	975,566
	※ 28年度は暫定値								(29年4月生活安全企画課作成)
	参考指標②	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
	防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)	団体数(団体)	45,672	46,673	47,084	47,532	48,060	47,004	48,160
		構成員数(人)	2,713,968	2,773,597	2,747,268	2,776,438	2,758,659	2,753,986	2,725,437
		(29年4月生活安全企画課作成)							
	【事例】 児童の登下校に合わせた青色回転灯装備車を活用したパトロールや主要地点における見守り活動のほか、防犯連絡窓口を設置し、地域住民からの声や防犯情報の収集に努めるとともに、防犯相談や声掛けを実施するなど、地域に根ざした防犯活動を展開し、安全安心なまちづくりに貢献している(埼玉)。								
	参考指標③	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度
	少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受理件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)	75,974	63,168	54,385	46,483	37,014	55,405	30,268
		項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
		不良行為少年の補導人員(人)	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798	822,743	536,420
		少年相談受理件数(非行問題)(件)	13,556	13,341	12,251	11,536	10,641	12,265	10,482
		※ 28年度の刑法犯少年の検挙人員は暫定値							
	【事例】 「非行少年を生まない社会づくり」の取組として、東京労働局、東京都産業労働局等と連携し、無職少年を対象とする就職ガイダンスの開催、ハローワークへの同行等の就労支援等を行い、立ち直り支援活動を推進した(警視庁)。								
	参考指標④	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度
	風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)	7,175	7,066	6,713	6,244	5,904	6,620	5,130
		検挙人員(人)	7,580	7,122	6,514	5,942	5,715	6,575	5,049
		項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
		行政処分件数(件)	8,894	8,854	8,731	7,306	7,147	8,186	6,992
		※ 28年度は暫定値							
	参考指標⑤	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度
	「社会意識に関する世論調査」(注2)の結果	質問の概要		日本の国や国民について、誇りに思うこと(注3)					
		回答項目(%)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度
		治安のよさ	45.5	54.2	56.7	56.8	56.6	54.0	58.7
		美しい自然	53.2	52.6	54.1	54.0	55.4	53.9	56.1
		すぐれた文化や芸術	48.3	50.1	50.5	49.5	49.9	49.7	51.1
		質問の概要		現在の日本の状況について、良い方向に向かっていると思われること(注4)					
		回答項目(%)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度
		医療・福祉	22.5	27.5	27.6	26.7	29.2	26.7	31.4
		科学技術	23.1	25.7	25.1	30.1	29.1	26.6	25.8
		治安	13.6	15.6	19.4	18.9	19.8	17.5	22.0
		質問の概要		現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思われること(注5)					
		回答項目(%)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度
		国・財政	54.9	39.0	32.8	39.0	38.0	40.7	37.1
		地域格差	24.2	20.5	23.7	29.6	27.9	25.2	28.5
		防衛	25.2	24.3	21.7	23.7	24.2	23.8	28.2
		：	：	：	：	：	：	：	：
		治安	18.6	15.6	14.5	17.5	17.8	16.8	14.4

	<p>(「社会意識に関する世論調査」(内閣府)(http://survey.gov-online.go.jp/index-sha.html)を加工して29年4月生活安全企画課が作成)</p> <p>注2 内閣府が全国18歳以上(27年度までは20歳以上)の者10,000人に対して実施。</p> <p>注3 「あなたは、日本の国や国民について、誇りに思うことはどんなことですか。」との質問(複数回答)に対して、評価対象年度実施(29年1~2月)の調査において、回答が多かった上位3項目を抽出して表示。</p> <p>注4 「あなたは、現在の日本の状況について、良い方向に向かっていると思われるの、どのような分野についてでしょうか。」との質問(複数回答)に対して、評価対象年度実施(29年1~2月)の調査において、回答が多かった上位3項目を抽出して表示。</p> <p>注5 「あなたは、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思われるの、どのような分野についてでしょうか。」との質問(複数回答)に対して、評価対象年度実施(29年1~2月)の調査において、回答が多かった上位3項目及び回答項目「治安」を抽出して表示。</p>
業績目標達成のために行った施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な安全・安心まちづくりの推進【行政事業レビュー対象事業: 1 防犯ボランティア支援事業の推進】 <p>多くの防犯ボランティア団体は、構成員の高齢化や後継者の不在、資金の確保等、活動を継続する上での課題を抱えていることから、団体間の情報共有・交流・連携の場を構築し、士気の高揚や相互交流による活動の活性化を促すことを目的として、課題解決に向けた取組等をテーマとしたブロック別防犯ボランティアフォーラム(全国6ブロック)及び防犯ボランティアフォーラム2016を開催した。</p> ○ 子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進 <p>子供と女性を性犯罪等の被害から守るため、21年4月に全国の警察本部に設置した「子供女性安全対策班」において、28年度中、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等789件を検挙するとともに、指導・警告1,595件を実施した。</p> ○ 携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進 <p>各都道府県警察において、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を、携帯電話の電子メール、SNS、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供した。</p> ○ 高齢者犯罪被害防止対策の推進【行政事業レビュー対象事業: 3 高齢者犯罪被害防止事業】 <p>各都道府県警察が捜査の過程で入手した高齢者の名簿データ合計62万9,000件を警察庁において集約し、各都道府県警察において、名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電等により注意喚起を実施した。</p> ○ 防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進 <p>防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンション等を防犯優良マンション等として登録又は認定する制度の構築を推進し、29年3月末現在、24都道府県で整備されている。</p> ○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進【行政事業レビュー対象事業: 4 生活安全警察執務資料作成等】 <p>警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)の開発・普及に努め、29年3月末現在、17種類3,332品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表している。</p> ○ 非行少年を生まない社会づくりの推進【行政事業レビュー対象事業: 2 児童ポルノ対策・少年非行防止対策の推進、4 生活安全警察執務資料作成等】 <p>各都道府県警察において、問題を抱えた少年に積極的に連絡をとり、地域住民や関係機関・団体等と連携して、各種体験活動等を通じた非行少年の立ち直り支援活動を行った。さらに、非行防止教室の開催等を通じて小学生等の規範意識の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りの大きな阻害要因となっている不良交友関係の解消に向けた集団的不良交友関係の実態の把握、分析等の取組により、非行少年を生まない社会づくりを推進した。</p> ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進 <p>様々な形態で営業する違法風俗店等につき、組織犯罪対策部門等の関係部門と連携した実態解明、取締りの推進等のほか、自治体や商店街等との協同による迷惑行為の防止、街並みの改善等を図った。</p> ○ 人身取引事犯の取締りの強化【行政事業レビュー対象事業: 4 生活安全警察執務資料作成等】 <p>各種法令を適用した悪質な雇用主やプローカーの摘発に重点を置いた取締り、被害者の適切な保護・支援等、人身取引事犯に対する取組を一層強化した。</p> ○ 猟銃等の所持者に対する指導の徹底と不適格者の確実な排除 <p>全国会議等において、獵銃所持不適格者の適切な排除の推進、獵銃許可所持者に対する獵銃等の適正な保管等に関する指導を徹底するよう、各都道府県警察に対して指示をした。また、実際に発生した事故を基にした資料を新たに作成、活用し、獵銃等講習会等を効果的に実施した。</p>

	<p>○ 児童虐待への対応強化に関する調査研究【行政事業レビュー対象事業:28-1 児童虐待への対応強化に関する調査研究】</p> <p>児童虐待事案に適切に対処し、児童の安全確認と安全確保を最優先とした対応を図るため、被害児童からの聴取に際しての留意点、児童相談所等との連携の在り方、児童虐待事案の危険度・緊急度の適切な判断に資する留意点等について研究・検討を行い、その結果を踏まえ、執務資料を作成し、警察官の児童虐待事案への対応力向上を図った。</p>
--	--

評価結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
		判断根拠	<p>業績指標①のうち、28年度中の重要犯罪の認知件数については、過去5年間の平均値と比較して2,607件(18.7%)減少したが、この減少率は刑法犯認知件数(参考指標①)の減少率(24.1%)を下回っていることから、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>業績指標①のうち、28年度中の住宅対象侵入犯罪の認知件数については、過去5年間の平均値と比較して19,736件(26.7%)減少し、この減少率は刑法犯認知件数(参考指標①)の減少率(24.1%)を上回っていることから、目標を達成したといえる。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	達成状況の分析	業績指標①については、防犯ボランティア団体数(参考指標②)が増加したことのほか、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供を推進したこと、防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進したこと等が、目標の達成に寄与したと考えられる。
		評価結果の政策への反映の方向性	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】</p> <p>今後も、市民生活の安全と平穏の確保を目指すため、地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を減少させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を29年度の業績目標等として設定する。</p> <p>【引き続き推進】</p> <p>略取誘拐・人身売買の認知件数が、過去5年間の平均値と比較して増加していることを踏まえ、引き続き、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進するとともに、子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るためにの取組等を推進する。</p>

学識経験を有する者の意見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
-----------------	---	--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成28年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について」(29年3月警察庁生活安全局少年課) ○ 「平成28年における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について」(29年3月警察庁生活安全局保安課) 		
---------------------------	---	--	--

政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間
-------	-----------------	----------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保					
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化					
業績目標の説明	地域警察官の現場執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	134,915 <110,699,410>	124,391 <116,981,772>	69,117 <125,096,438>	152,303 <119,706,518>
		補正予算(b)	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>	
	繰越し等(c)	0 <10,680,342>	0 <10,583,225>			
		合計(a+b+c)	134,915 <133,496,190>	124,391 <137,338,366>		
	執行額(千円)		104,032 <116,879,296>	108,748 <121,094,872>		
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進 					

業績指標	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	業績指標①	項目	基準						実績
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	
		総検挙人員(人)	377,957	347,483	324,754	314,835	304,591	333,924	286,979	
		うち地域警察官による検挙人員(人)	309,175	275,798	250,026	237,022	224,826	259,369	208,201	
		占める割合(%)	81.8	79.4	77.0	75.3	73.8	77.7	72.5	
	※ 28年度は暫定値 (29年4月地域課作成)									
	達成状況:○	達成目標	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、前年度並みの水準を維持する。							

参考指標・参考事例	地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況	参考指標①	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度
		刑法犯(人)	258,051	229,502	207,417	195,008	183,409	214,677	169,875	
		特別法犯(人)	51,124	46,296	42,609	42,014	41,417	44,692	38,326	
		計	309,175	275,798	250,026	237,022	224,826	259,369	208,201	
	参考指標②	※ 28年度は暫定値 (29年4月地域課作成)								
		参考指標②	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年
	警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム	レスポンス・タイム	6分54秒	7分1秒	6分57秒	7分0秒	7分6秒	7分0秒	7分5秒	
			(29年4月地域課作成)							

業績目標達成のために行った施策	○ パトロールの強化 犯罪の多発する時間帯・地域を重点に、管内実態に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めた。
	○ 職務質問技能の伝承 「職務質問技能伝承の効果的推進について(通達)」(20年4月18日付け警察庁丙地発第13号)、「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」(20年4月18日付け警察庁丁地発第54号)に基づき、警視庁及び道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進した。
	○ 交番相談員の活用 28年度地方財政計画に基づき、交番相談員の導入に要する経費の要望を行い、所要の員数が容認されるなど、交番相談員の効果的活用を推進した。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初動警察刷新強化施策の推進 「初動警察刷新強化のための指針」(20年12月10日付け初動警察強化推進委員会決定)、「初動警察刷新強化の取組の定着化について(通達)」(24年5月24日付け警察庁丙地発第19号)等に基づき、重点施策の定着化を図った。
--	---

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
	達成状況の分析	判断根拠	業績指標①については、28年度の実績値が、微減傾向にあるものの、27年度と比較して1.3ポイントの低下にとどまっていることから、目標をおおむね達成したといえる。したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>【業績目標及び業績指標】 今後も、市民生活の安全と平穏の確保を目指すため、地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化を図っていく必要があることから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を29年度の業績目標及び業績指標として設定する。</p> <p>【達成目標】 達成目標については、警察全体の検挙活動の中で、地域警察官による検挙活動がどの程度の水準を維持しているのかを示す指標として有効であり、引き続き、現在の達成目標である「前年度並みの水準を維持する」と設定する。</p>

学識経験を有する者の意見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
-----------------	---	--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「平成29年「110番の日」の実施等について」(29年1月警察庁生活安全局地域課)		
---------------------------	---	--	--

政策所管課	地域課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間
-------	-----	----------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標1 業績目標3

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保					
業績目標	悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止					
業績目標の説明	悪質商法等や後の世代に引き継ぐべき生活環境を破壊する環境事犯の取締りを推進することで、市民生活の安全と平穏を確保する。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	28年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a) <110,699,410>	134,915 <116,981,772>	124,391 <116,981,772>	69,117 <125,096,438>	152,303 <119,706,518>
	補正予算(b)	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>	0	
	繰越し等(c)	0 <10,680,342>	0 <10,583,225>			
	合計(a+b+c)	134,915 <133,496,190>	124,391 <137,338,366>			
	執行額(千円)	104,032 <116,879,296>	108,748 <121,094,872>			
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戰略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> (2) 特殊詐欺対策の強化 (3) 生活経済事犯への対策の強化 					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績
			23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	
	悪質商法等(注1)の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(件)	562	490	550	635	634	574	683
		検挙人員(人)	1,164	925	1,130	1,115	974	1,062	1,013
注1 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯 (29年3月生活経済対策管理官作成)									
	達成状況:◎	達成目標	悪質商法等の検挙事件数及び検挙人員について、前年並みの水準を維持する。						
		業績指標②	項目	基準					
	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(件)	1,038	1,007	922	839	749	911	790
		検挙人員(人)	1,609	1,485	1,408	1,285	1,161	1,390	1,213
(29年3月生活経済対策管理官作成)									
	達成状況:◎	達成目標	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、前年並みの水準を維持する。						
		業績指標③	項目	基準					
	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数(注2)	件数(件)	23,938	29,086	33,680	35,886	29,207	30,359	24,191
		注2 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関するものに限る。 (29年3月生活経済対策管理官作成)							
	達成状況:△	達成目標	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数を前年よりも増加させる。						

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	
			23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)		
	悪質商法等の相談件数(注3)	利殖勧誘事犯の相談件数(件)	15,755	9,580	8,284	5,726	4,220	8,713	3,982	
		特定商取引等事犯の相談件数(件)	102,085	97,752	110,971	107,236	100,350	103,679	100,443	
		ヤミ金融事犯の相談件数(注4)(件)	1,593	1,412	1,443	1,322	869	1,328	694	
(29年3月生活経済対策管理官作成)										
注3 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に29年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を1円以上支払ってしまったものを相談件数として計上している。 注4 相談内容に「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含むものが対象となるもので、当庁で抽出したもの										

参考指標②	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23～27年度 (平均)	28年度
産業廃棄物の不法投棄件数(注5)	不法投棄件数(件)	192	187	159	165	143	169	△

注5 産業廃棄物の不法投棄件数については、環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」から引用

業績目標達成のために行った施策	○ 悪質商法等及び産業廃棄物事犯の取締りの推進【行政事業レビュー対象事業：4 生活安全警察執務資料作成等】 平成28年生活安全警察運営重点に被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期事件化及び社会情勢の変化に応じた環境事犯の取締りの推進を掲げ、各種会議等での指示や個別事件の指導において、その趣旨を徹底した。
	○ 犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の推進 毎月、金融機関への情報提供の実績を含む犯行助長サービス対策について、全国の取組状況を各都道府県警察に示し、また、一部の府県には出張指導を行った。
	○ 関係機関・団体との連携の推進 産業廃棄物事犯を始めとする環境事犯等に対する取締りを推進するため、「生活経済事犯対策推進要綱」(26年3月14日付け警察庁丙生経発第4号別添)に基づき、関係行政機関等と連携した。

評価結果	各行政機関共通区分	○：相当程度進展あり
	判断根拠	<p>業績指標①については、悪質商法等の相談件数(参考指標①)が減少傾向にある中、28年中の検挙事件数及び検挙人員は前年より増加したことから、目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標②については、不法投棄件数(参考指標②)が減少傾向にある中、28年中の産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員はいずれも前年より増加したことから、目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標③については、28年中の実績値が前年より減少したことから、達成が十分とは言い難い。</p> <p>以上のとおり、業績指標③については目標の達成が十分とは言い難いものの、主要な業績指標①及び業績指標②については目標を達成していることから、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」とおり、悪質商法等の早期事件化について、きめ細やかに指導を行ったことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」とおり、関係行政機関等との連携による情報収集を指示したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標③については、目標の達成には至らなかったが、毎年、相当数の情報提供を行っており、既に取組が一定程度定着しているものと考えられる。</p>
目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>【業績目標】 今後も、市民生活の安全と平穏の確保を目指すため、継続して「悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止」を業績目標として推進する。</p> <p>【業績指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績指標①……悪質商法等については、悪質商法等の相談件数が近年減少傾向にあるものの、達成目標については継続して「前年並みの水準を維持する」とする。 ・業績指標②……28年については前年より増加したものの、近年減少傾向にある産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を改善するため、達成目標については継続して「前年並みの水準を維持する」とする。 ・業績指標③……口座凍結のための金融機関への情報提供の実施については、既に一定程度定着したものと考えられるところ、当該件数については、警察の取組状況を示すものであり、業績目標の実現状況を評価するための指標として必ずしも適当でないと考えられるため、参考指標に変更することとする。
	評価結果の政策への反映の方向性	<p>【引き続き推進】 悪質商法等については、早期の事件化を図るとともに、関係機関・団体と連携しつつ、犯罪の予防及び被害拡大防止を図る。</p> <p>また、環境事犯については、引き続き、産業廃棄物事犯等の取締りを推進するとともに、関係機関との連携を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成28年における生活経済事犯の検挙状況等について」(29年3月警察庁生活安全局生活経済対策管理官) ○ 「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成27年度)について」(28年12月環境省)
---------------------------	--

政策所管課	生活経済対策管理官	政策評価時期	28年4月から29年3月までの間
-------	-----------	--------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標2 業績目標1

基本目標	犯罪捜査の的確な推進																																		
業績目標	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上																																		
業績目標の説明	国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪(注1)・重要窃盗犯(注2)の検挙に向けた取組を推進する。 注1 殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ 注2 侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり																																		
基本目標に関する予算額・執行額等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">26年度</th> <th style="text-align: center;">27年度</th> <th style="text-align: center;">28年度</th> <th style="text-align: center;">29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">当初予算(a)</td> <td style="text-align: right;">1,083,963 <110,699,410></td> <td style="text-align: right;">214,883 <116,981,772></td> <td style="text-align: right;">153,286 <125,096,438></td> <td style="text-align: right;">185,167 <119,706,518></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補正予算(b)</td> <td style="text-align: right;">996,949 <12,116,438></td> <td style="text-align: right;">0 <9,773,369></td> <td style="text-align: right;">0 <18,872,011></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繰越し等(c)</td> <td style="text-align: right;">0 <10,680,342></td> <td style="text-align: right;">991,144 <10,583,225></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計(a+b+c)</td> <td style="text-align: right;">2,080,912 <133,496,190></td> <td style="text-align: right;">1,206,027 <137,338,366></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">執行額(千円)</td> <td style="text-align: right;">923,906 <116,879,296></td> <td style="text-align: right;">914,731 <121,094,872></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	26年度	27年度	28年度	29年度	当初予算(a)	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>	補正予算(b)	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>		繰越し等(c)	0 <10,680,342>	991,144 <10,583,225>			合計(a+b+c)	2,080,912 <133,496,190>	1,206,027 <137,338,366>			執行額(千円)	923,906 <116,879,296>	914,731 <121,094,872>		
区分	26年度	27年度	28年度	29年度																															
当初予算(a)	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>																															
補正予算(b)	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>																																
繰越し等(c)	0 <10,680,342>	991,144 <10,583,225>																																	
合計(a+b+c)	2,080,912 <133,496,190>	1,206,027 <137,338,366>																																	
執行額(千円)	923,906 <116,879,296>	914,731 <121,094,872>																																	
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。																																			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「再犯防止に向けた総合対策」(24年7月犯罪対策閣僚会議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3 再犯防止のための重点施策 <ul style="list-style-type: none"> 3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する <ul style="list-style-type: none"> (2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築 ○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人的・物的基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充 																																		

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績	
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)		
各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率(注3、注4)	重要犯罪(%)	重要犯罪(%)	63.5	64.4	63.9	70.0	73.2	67.0	76.7	
		殺人	95.8	95.0	97.7	98.6	99.8	97.4	100.3	
		強盗	64.8	66.8	67.6	73.9	81.0	70.8	80.1	
		放火	79.1	75.1	71.1	75.5	76.2	75.4	74.8	
		強姦	84.7	84.3	83.7	89.1	94.6	87.3	97.5	
		略取誘拐・人身売買	79.8	91.3	88.8	89.1	94.8	88.8	82.4	
		強制わいせつ	51.6	53.2	53.1	59.8	61.8	55.9	68.9	
		重要窃盗犯(%)	49.2	48.6	49.2	50.5	53.6	50.2	55.1	
		侵入窃盗	53.1	52.4	51.8	53.1	55.3	53.1	57.5	
		自動車盗	33.4	35.6	38.0	40.7	49.5	39.4	51.5	
達成状況:○	達成目標	ひったくり	54.1	44.8	57.7	54.7	58.0	53.9	39.9	
		すり	23.5	25.5	28.4	26.5	28.3	26.4	31.9	
※ 28年度は暫定値 (29年4月捜査第一課作成)										
注3 上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。										
注4 検挙件数には、当該年度の前年度以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。										
【事例】 28年6月、目黒区内の公園において切断された遺体が発見された。警視庁は、捜査本部を設置し、所要の捜査を推進した結果、世田谷区内のマンションにおいて被害者を殺害し現金を強取したとして、男(28歳)を強盗殺人罪等で逮捕した(警視庁)。										
達成状況:○ 達成目標 殺人、強盗、強姦、侵入窃盗、自動車盗等の検挙率を過去5年間の平均値よりも向上させる。										

参考指標・参考事例	各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙人員 (注5)	参考指標①	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度	
		重要犯罪(人)	7,220	7,238	7,317	7,371	7,273	7,284	7,150		
		殺人	940	916	894	967	901	924	838		
		強盗	2,441	2,359	2,243	2,087	2,030	2,232	1,839		
		放火	596	593	540	602	603	587	568		
		強姦	799	870	943	921	919	890	861		
		略取誘拐・人身売買	118	123	157	171	148	143	170		
		強制わいせつ	2,326	2,377	2,540	2,623	2,672	2,508	2,874		
		重要窃盗犯(人)	14,404	12,879	11,747	10,771	10,271	12,014	9,495		
		侵入窃盗	10,730	9,519	8,810	8,095	7,804	8,992	7,256		
		自動車盗	1,810	1,668	1,448	1,354	1,184	1,493	1,103		
		ひったくり	1,062	837	750	639	551	768	484		
		すり	802	855	739	683	732	762	652		
※ 28年度は暫定値 (29年4月捜査第一課作成)											
注5 上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。											
参考指標②		項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年		
検視官の臨場率		検視官の臨場率(%)	36.6	49.7	62.7	72.3	76.0	59.5	78.2		
(29年4月捜査第一課作成)											

業績目標達成のために行った施策	○ 情報分析支援システム(CIS-CATS)(注6)の活用 連続的に発生する事件の傾向を分析するなど、重要犯罪・重要窃盗犯を始めとする様々な事件の捜査に積極的に活用した。 注6 犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析するシステム
	○ 捜査特別報奨金制度の活用【行政事業レビュー対象事業:30 指名手配被疑者ポスターの作成等】 28年度末までに殺人等の重要凶悪事件延べ203件を対象に、捜査特別報奨金制度に基づく広告を実施した。
	○ DNA型鑑定の効果的活用【行政事業レビュー対象事業:25 DNA型鑑定の実施、26 鑑識に必要な物品購入等、29 犯罪鑑識官による鑑定】 事件ごとに必要性を的確に判断した上でDNA型鑑定を実施し、重要犯罪・重要窃盗犯を始めとする様々な事件の捜査に活用した。
	○ DNA型データベースの活用【行政事業レビュー対象事業:25 DNA型鑑定の実施、26 鑑識に必要な物品購入等、29 犯罪鑑識官による鑑定】 被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録をデータベースに登録して犯人の割出、余罪の確認等を積極的に行い、重要犯罪・重要窃盗犯を始めとする様々な事件の捜査に活用した。
	○ 自動車ナンバー自動読み取りシステムの活用【行政事業レビュー対象事業:31 自動車ナンバー自動読み取り装置の整備】 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読み取りシステムの更新・整備を進めた。
	○ 犯罪死の見逃し事案の防止【行政事業レビュー対象事業:28 司法解剖等の実施】 犯罪死の見逃し事案の防止を図るため、死体取扱業務に携わる警察官に対する研修の充実、資機材の整備等検視体制の強化を推進した。
	○ 合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。
	○ 指掌紋鑑定の活用【行政事業レビュー対象事業:27 指紋ライブスキャナー】 被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行うシステムを運用し、重要犯罪・重要窃盗犯を始めとする様々な事件の捜査に活用した。

目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	判断根拠	業績指標①については、放火、略取誘拐・人身売買及びひったくりの28年度中の検挙率が過去5年間の平均値と比較して低いものの、それら以外の28年度中の検挙率は過去5年間の平均値より高く、重要犯罪・重要窃盗犯全体の検挙率も上昇したことから、目標はおおむね達成したといえる。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。

評価の結果	達成状況の分析	業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、情報分析支援システムの活用、DNA型鑑定の効果的活用等により各種捜査を推進したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率を向上させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を29年度の業績目標等として設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
-----------------	---	--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<input type="radio"/> 犯罪統計		
---------------------------	----------------------------	--	--

政策所管課	検査第一課、検査支援分析管理官、犯罪鑑識官	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間
-------	-----------------------	----------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標2 業績目標2

基本目標	犯罪捜査の的確な推進				
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化				
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。				
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	当初予算(a)	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>
	補正予算(b)	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>	
	繰越し等(c)	0 <10,680,342>	991,144 <10,583,225>		
	合計(a+b+c)	2,080,912 <133,496,190>	1,206,027 <137,338,366>		
	執行額(千円)	923,906 <116,879,296>	914,731 <121,094,872>		
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。					
業績目標に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

業績指標①	1 政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況									
		項目	基準						実績	
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)		
業績指標	贈収賄(事件)	42	25	26	33	26	30	24		
	談合・競売入札妨害(事件)	20	10	10	19	6	13	9		
	あっせん利得処罰法違反(事件)	2	0	1	1	0	1	0		
	政治資金規正法違反(事件)	4	1	0	0	0	1	0		
	合計(事件)	68	36	37	53	32	45	33		
	※ 28年度は暫定値	(29年4月捜査第二課作成)								
【事例】 姫路市建設局長(60)は、26年11月頃及び27年6月頃の2回にわたり、元建設会社社員から、同市が発注する橋補修工事の受注に関して、職務上不正な行為をしたことの謝礼等として、現金合計100万円を收受した。28年10月、同局長を収賄罪等で逮捕した(兵庫)。										
業績指標	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)	2 経済的不正事案の検挙状況(注1)								
		項目	基準						実績	
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)		
		融資過程における事犯(事件)	45 (36)	47 (37)	40 (29)	24 (20)	21 (14)	35 (27)	19 (14)	
		債権回収過程における事犯(事件)	15 (15)	5 (5)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	5 (4)	1 (1)	
		その他金融機関役職員による事犯(事件)	29 (0)	26 (0)	15 (0)	12 (0)	13 (0)	19 (0)	14 (0)	
		合計(事件)	89 (51)	78 (42)	56 (30)	37 (20)	36 (15)	59 (32)	34 (15)	
※ 28年度は暫定値									(29年4月捜査第二課作成)	
注1 括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」の数を示す。										

	<p>【事例】 27年4月に裁判所から破産手続開始決定を受けた家電通販サイト運営会社の代表取締役の男(53)は、同社財務担当の男(51)と共に謀の上、同代表取締役及び同社の債権者を害する目的で、同年2月頃、同代表取締役及び同社の財産である合計約1億2,890万円を金融機関の口座から払い戻してその所在を不明にし、債務者の財産を隠匿した。また、同年5月、当該財産の一部の使途等について破産管財人から説明を求められた際に、業務委託先からの借入への返済に充てた旨の内容虚偽の説明をした。28年10月までに、同代表取締役らを破産法違反で逮捕した(警視庁)。</p>									
	達成状況:△	達成目標	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙事件数について、前年度までの過去5年間の平均並みの水準を維持する。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度
	公務員(注2)による知能犯罪の検挙人員	検挙人員(人)	208	205	168	164	285	206	172

※ 28年度は暫定値
注2 「公務員」とは、国会議員、首長、各種議会議員、警察職員及びその他の公務員をいう。

業績目標達成のために行った施策	○ 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検柙の現状、問題点及び検柙指揮についての研修の実施 贈収賄事件等の検柙を担当する都道府県警察の検柙指揮官や検柙員を対象に、検柙の現状と課題、情報収集・内偵検柙要領、検柙指揮要領等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、情報収集や検柙体制の確立等に関する先進的な取組を紹介し、その導入を図るなどして、検柙実績向上に向けた対策を強化した。
	○ 経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の検柙における財務検柙の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施等 企業犯罪等の検柙を担当する都道府県警察の検柙指揮官、財務検柙官及び検柙員を対象に、財務検柙指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、関係機関等との人事交流を推進した。
	○ 全国会議の開催 都道府県警察において政治・行政・経済の構造的不正事案の検柙を担当する特別検柙班長を対象とした会議を開催し、構造的不正事案の検柙における課題等について、部外講師による講義、グループに分かれての個別検討等を実施した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	△:進展が大きくない
	達成状況の分析	判断根拠	業績指標①については、28年度中の政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数及び経済的不正事案の検挙事件数が過去5年間の平均値を下回っており、目標を十分達成したとは言い難い。 したがって、業績目標については、「進展が大きくない」と認められる。
	目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	業績指標①のうち、政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数については、前年度の検挙事件数とほぼ同水準であったものの、過去5年間の平均値を下回る実績となっており、その一因として、情報収集・分析、内偵検柙等が十分でなかったことが考えられる。 業績指標①のうち、経済的不正事案の検挙事件数についても、過去5年間の平均値を下回る実績となっており、その一因として、同事案の手口が巧妙化したこと等が考えられる。

学識経験を有する者の知見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪統計 		

政策所管課	捜査第二課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間
-------	-------	----------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標2 業績目標3

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化					
業績目標の説明	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺(注1)の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。					
注1 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む。)の総称であり、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性との交際あっせん名目等の詐欺がある。						
業績目標に関する予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>
		補正予算(b)	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>	
		繰越し等(c)	0 <10,680,342>	991,144 <10,583,225>		
		合計(a+b+c)	2,080,912 <133,496,190>	1,206,027 <137,338,366>		
	執行額(千円)		923,906 <116,879,296>	914,731 <121,094,872>		
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戰略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> (2) 特殊詐欺対策の強化 					
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(29年6月9日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた課題 <ul style="list-style-type: none"> 5 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保 <ul style="list-style-type: none"> (2) 治安、消費者行政 					

業績指標①	項目	基準						実績		
		23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)			
特殊詐欺の認知件数及び被害総額(注2)	認知件数(件)	7,216	8,693	11,998	13,392	13,824	11,025	14,154		
	振り込め詐欺	6,233	6,348	9,204	11,256	12,741	9,156	13,605		
	振り込め詐欺以外	983	2,345	2,794	2,136	1,083	1,868	549		
	被害総額(億円)	204.0	364.4	489.5	565.5	482.0	421.1	407.7		
	振り込め詐欺	127.2	160.4	258.7	379.8	393.7	264.0	375.0		
	振り込め詐欺以外	76.9	204.0	230.8	185.7	88.3	157.1	32.6		
(29年6月捜査第二課作成)										
注2 被害総額は、キャッシュカード手交型の特殊詐欺(ただし、24年まではオレオレ詐欺のみ)におけるATMからの引出(窃取)額を含む。										
業績指標	達成状況:△	達成目標	特殊詐欺の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。							
	業績指標②	項目	基準							
			23年	24年	25年	26年	27年	28年		
			検挙件数(件)	2,556	2,990	3,419	3,252	4,112	3,266	4,471
			振り込め詐欺	2,419	2,313	2,519	2,351	3,555	2,631	3,914
			振り込め詐欺以外	137	677	900	901	557	634	557
			検挙人員(人)	923	1,523	1,774	1,985	2,506	1,742	2,369
			振り込め詐欺	775	1,028	1,213	1,486	2,080	1,316	2,165
			振り込め詐欺以外	148	495	561	499	426	426	204
(29年6月捜査第二課作成)										
達成状況:◎	達成目標	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均値よりも増加させる。								

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年
	特殊詐欺の検挙率	検挙率(%)	35.4	34.4	28.5	24.3	29.7	30.5	31.6
	(29年6月捜査第二課作成)								
	参考指標②	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年
	特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員(注3)	検挙件数(件)	3,851	4,103	4,277	4,222	4,027	4,096	4,084
	(29年6月捜査第二課作成)								
	注3 助長犯罪とは、他人への譲渡目的を秘して預貯金口座の開設や携帯電話の契約をしたり、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する犯罪であり、口座詐欺及び偽品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪収益移転防止法違反並びに携帯電話不正利用防止法違反の検挙件数及び検挙人員を計上している。								

業績目標達成のために行った施策	○ 総合的な特殊詐欺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 手交型(現金等を直接手交させる手口)の事案の捜査の推進のため、「だまされた振り作戦」を積極的に実施し、平素からそのための態勢整備を図るよう都道府県警察に対し指導した。 被害金原資対策のため、被害金の調達先となっている金融機関等に対して、被害者に対する声掛けや警察への通報を強化するよう働き掛けた。 現金送付型(現金を宅配便等で送付させる手口。以下同じ。)の事案の捜査の推進のため、被害金送付先における捜査を積極的にに行うよう都道府県警察に対して指導した。 現金送付型の事案の被害防止対策の推進のため、送付元となるコンビニエンスストア、宅配事業者の営業所、郵便局等に対する通報依頼等を都道府県警察に対して指示するとともに、被害金の送付先住所について郵便・宅配事業者に情報提供し、当該住所に送付された被害金の配達を阻止する取組を推進した。
	○ 関係警察相互の連携	<ul style="list-style-type: none"> 各道府県警察から派遣された捜査員により構成される「振り込め詐欺等首都圏派遣捜査専従班」が、各道府県警察からの捜査共助の依頼を受け、首都圏内における基礎捜査等に従事することにより、関係警察相互の連携を図った。 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察に対して、部門間の連携による情報収集や都道府県警察間の合同捜査及び共同捜査等による犯行拠点の摘発等を推進するよう指示した。 全国会議等を開催し、各種検挙方策や施策について情報共有等を図った。
	○ 広報啓発活動の推進【行政事業レビュー対象事業:3 高齢者犯罪被害防止事業】	<ul style="list-style-type: none"> 防犯教室や巡回連絡等の機会、テレビ等のマスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行った。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進した。 通信事業者等と連携して、犯行グループからの電話を受けないようにするために機器の普及促進に努めた。 警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した高齢者の名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電、レターの送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進した。
	○ 特殊詐欺対策のための資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:32 特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進】	特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進のための各種資機材等、特殊詐欺対策に必要な資機材を整備した。
	○ 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進	特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法を適用するなどして、積極的に検挙活動を推進した。

目標の達成状況	各行政機関 共通区分	△:進展が大きくない	
		判断根拠	評価
			<p>業績指標①については、28年中の被害総額は前年と比較して減少したものの、依然として400億円を超える高水準で推移しているほか、認知件数は増加しており、目標を十分達成したとは言い難い。</p> <p>業績指標②については、28年中の検挙件数及び検挙人員は、共に過去5年間の平均値を上回り、目標を達成した。</p> <p>業績指標②は目標を達成したものの、主要な業績指標である業績指標①は目標が達成されておらず、被害を抑止し、安全安心な社会を実現するという観点からは、業績目標については、「進展が大きくない」と認められる。</p>

評価の結果	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、広報啓発活動の推進等の官民一体となった被害防止対策を推進したものの、高齢者を狙ったオレオレ詐欺や還付金等詐欺の被害が多発していることから、高齢者の家族等への働き掛けの強化等、更なる広報啓発活動を推進する必要がある。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、総合的な特殊詐欺対策及び関係警察相互の連携を推進した結果、「だまされた振り作戦」による犯人の検挙が全国警察で一定程度定着したこと及び部門間の連携による情報収集等による犯行拠点の摘発が活発に行われたことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p>				
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 特殊詐欺の認知件数及び被害総額が依然として高水準で推移するなど厳しい情勢が続いており、捜査・予防の両面からの対策を強化する必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を、29年度の業績目標等として設定することとする。</p>			
		評価結果の政策への反映の方向性	<p>【引き続き推進】 都道府県警察による検挙活動が強化されているが、より一層、犯行拠点の摘発や犯行に悪用される電話等への対策を推進する必要がある。また、高齢者の被害を防止するための対策については、一般的な広報啓発にとどまらず、犯行グループからの電話を受けないようにするための機器の普及や金融機関等と連携した水際防止対策、家族等に対する広報啓発活動等を推進する。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<input checked="" type="radio"/> 犯罪統計					
政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課	政策評価実施時期	28年4月から29年3までの間			

平成28年度実績評価書

基本目標2 業績目標4

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	捜査への科学技術の活用					
業績目標の説明	科学技術の急速な発達、情報化社会の著しい進展等に的確に対応し、客観証拠による立証に資するよう、鑑識・鑑定資機材の充実、鑑識・鑑定技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等、捜査への科学技術の活用を図る。					
基本目標に関する予算額・執行額等						
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	
予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>	
	補正予算(b)	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>		
	繰越し等(c)	0 <10,680,342>	991,144 <10,583,225>			
	合計(a+b+c)	2,080,912 <133,496,190>	1,206,027 <137,338,366>			
	執行額(千円)	923,906 <116,879,296>	914,731 <121,094,872>			
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「再犯防止に向けた総合対策」(24年7月犯罪対策閣僚会議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3 再犯防止のための重点施策 <ul style="list-style-type: none"> 3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する <ul style="list-style-type: none"> (2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築 						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> III 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> (2) 証拠収集方法の拡充 						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「死因究明等推進計画」(26年6月閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第1 死因究明等推進計画策定の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> 3 死因究明等推進計画策定の基本的構成 <ul style="list-style-type: none"> (2) 重点的施策 <ul style="list-style-type: none"> 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備 						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「サイバーセキュリティ戦略」(27年9月4日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 5 目的達成のための施策 <ul style="list-style-type: none"> 5.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> 5.2.1 国民・社会を守るために取組 <ul style="list-style-type: none"> (3) サイバー犯罪への対策 						

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	
DNA型データベースの活用件数	遺留DNA型記録(注1)が、データベースに登録された被疑者DNA型記録(注2)と一致した件数(件)	3,954	1,436	2,013	2,265	2,556	2,513	2,157	2,501
			3,954	4,312	4,413	4,391	3,910	4,196	3,501
<small>注1 犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録 注2 被疑者から採取した資料のDNA型の記録</small> (29年4月犯罪鑑識官作成)									
達成状況:△	達成目標	DNA型データベースの活用件数を前年度よりも増加させる。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23～27年度(平均)	28年度
	DNA型鑑定実施件数	鑑定実施件数(件)	226,369	278,119	286,856	313,492	306,265	282,220	301,941
	参考指標②	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23～27年度(平均)	28年度
		情報技術解析件数(注3)	情報技術解析件数(件)	22,338	22,535	20,716	18,432	16,798	20,164

(29年4月犯罪鑑識官作成)
(29年4月情報技術解析課作成)
注3 都道府県(方面)情報通信部が都道府県警察からの要請により行った、押収等した電子機器等の電磁的記録の解析、検索・差押え、検証等における解析職員派遣等の情報技術解析に係る支援の件数

業績目標達成のために行った施策	○ 科学技術を活用した捜査のための研究の推進 犯罪捜査におけるDNA型鑑定資料の採取方法に関する研究、研修を行った。
	○ DNA型鑑定及びデータベースの効果的活用の推進【行政事業レビュー対象事業:25 DNA型鑑定の実施 29 犯罪鑑識官による鑑定】 各都道府県警察の鑑識課長、科学捜査研究所(室)長、捜査担当課長等を対象とした全国会議等の機会を利用して、DNA型鑑定資料の適正な採取、効果的なDNA型鑑定の実施及びDNA型データベースを充実させることの重要性等を指示することで、客観証拠を重視する捜査を推進した。
	○ DNA型鑑定基盤の整備【行政事業レビュー対象事業:25 DNA型鑑定の実施 29 犯罪鑑識官による鑑定】 都道府県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定人の業務負担を軽減し、DNA型鑑定のより効率的かつ確実な実施のため、29年度地方財政計画において、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費を要望し、容認された。
	○ 情報技術解析に係る取組の強化 警察庁に解析職員を増員し、体制を強化した。また、不正プログラム等を解析するための資機材を整備するとともに、電磁的記録解析等に関する専門知識・技術を習得させるための研修・訓練を実施した。さらに、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議、デジタルフォレンジック連絡会の開催等を通じ、国内外の関係機関と情報技術解析に係る情報の共有を行った。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	△:進展が大きくない
		判断根拠	業績指標①のDNA型データベースの活用件数については、指標に用いた数値がいずれも前年度より減少したことから、目標を十分達成したとは言い難いものの、27年度から28年度にかけて、刑法犯認知件数が減少する中で「遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数」は同水準で推移するなど、取組に一定の進展が見られるといえる。 したがって、業績目標については、「進展が大きくない」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①の「遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数」は12件、「被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数」は409件、前年度の実績値と比較してそれぞれ減少したが、その理由としては、刑法犯認知件数等が減少し、参考指標①のDNA型鑑定実施件数が減少(前年度比-4,324件)したことが要因の一つと考えられる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 業績指標①については、「遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数」が平成23年度から26年度まで連続して増加して約6割増となった後、刑法犯の認知件数の減少傾向が継続している中においても、同水準で推移するなど、DNA型データベースの活用に進展が見られることから、活用状況をより的確に評価するため、現在の達成目標の見直しを検討する。 参考指標②については、捜査への科学技術の活用の度合いをより的確に表す指標とするため、高度な技術を要するため、警察庁情報技術解析部門において注力して取り組んでいる不正プログラム解析の件数に変更する。
		評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、客観証拠を柱として解明・立証する犯罪捜査を推進するため、DNA型鑑定等の科学技術を取り入れた捜査を効果的に活用するとともに、人的・物的な体制の充実等により、客観証拠の適切な確保及び適正な鑑定の実施に努める。

学識経験を有する者の意見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間
-------	---------------	----------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標2 業績目標5

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	被疑者取調べの適正化					
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化を図る。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	185,167 <119,706,518>
	補正予算(b)	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>		
	繰越し等(c)	0 <10,680,342>	991,144 <10,583,225>			
	合計(a+b+c)	2,080,912 <133,496,190>	1,206,027 <137,338,366>			
	執行額(千円)	923,906 <116,879,296>	914,731 <121,094,872>			
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戰略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> (1)人的・物的基盤の強化 					

業績指標	監督対象行為の事案数	業績指標①	項目	基準						実績	
				23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)		
		事案数(事案)	27	38	35	31	25	25	31	32	
(29年4月総務課作成)											
達成状況:△		達成目標	被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則に定める監督対象行為の事案数を前年より減少させる。								

参考指標・参考事例	都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況	参考指標①	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度
				巡回指導回数(回)	47	35	47	29	41	40
		実施率(%)	100.0	74.5	100.0	61.7	87.2	84.7	87.2	(29年4月総務課作成)
		参考指標②	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年
	捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等の実施状況	研究実施機関(数)(注1)	54	54	54	54	54	54	54	54
		実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(29年4月刑事企画課作成)										
参考指標③	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年		
	視認回数(回)	2,868,381	3,248,571	3,259,364	3,015,387	2,749,681	3,028,277	2,482,571		
	実視認率(%) (注2)	94.5	95.8	96.4	95.9	95.8	95.7	96.1		
	(29年4月総務課作成)									
参考指標④	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年		
	件数(件)	1,584,102	1,562,878	1,493,530	1,447,988	1,417,505	1,501,201	1,351,203		
	(29年4月総務課作成)									

参考指標⑤	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23～27年度 (平均)	28年度
裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施事件1件当たりの平均実施時間	録音・録画時間(分)(注3)	17	44	187	840	1,262	470	上半期: 1,438 下半期: 1,509 (注4)

(29年5月刑事企画課作成)
注3 総録音・録画時間÷録音・録画実施件数(小数点以下四捨五入)
注4 28年度下半期からは、取調べの録音・録画制度の施行に対応した新たな取調べの録音・録画の試行を開始

業績目標達成のために行った施策	○ 都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等 更なる被疑者取調べの適正化が図られるよう、捜査部門において、41都道府県の警察本部及び警察署に対し巡回業務指導を実施したほか、取調べ監督部門において、延べ49の警察本部(方面本部等を含む。)及び64の警察署に対して実地点検等を実施した。
	○ 研修(取調べ専科)等の実施 取調べの適正化等を推進するために、「取調べ専科」や各種任用時研修等において、心理学の知見を踏まえた取調べ技術に関する講義及び実践的な研修・訓練(ロールプレイング方式)を実施した。
	○ 被疑者取調べの録音・録画の試行の実施 被疑者取調べの録音・録画の試行の推進を図るため、各管区警察局主催による講義のほか、20の警察本部に対して巡回教養を実施した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	△:進展が大きくない
		判断根拠	<p>業績指標①については、28年中、不適正な取調べにつながるおそれのある監督対象行為の事案が前年を7事案上回る32事案発生し、目標を達成することができなかつた。</p> <p>しかし、その内訳として、監督対象行為とみなす行為(午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき又は1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うときに、警察本部長又は警察署長の事前の承認を受けていないことをいう。以下「みなし監督対象行為」という。)の事案数が増加(前年比+9事案)した一方、身体接触等の6類型の行為(以下「6類型の行為」という。)の事案数は減少(前年比-2事案)していることを踏まえれば、被疑者取調べの適正化を図る現行の取組について、一定の進展が見られるといえる。</p> <p>したがって、業績目標については「進展が大きくない」と認められる。</p>
	達成状況の分析	業績指標①の監督対象行為の事案数には、6類型の行為が被疑者取調べ中に行われた事案数のほか、みなし監督対象行為が行われた事案数も含まれるところ、28年については、6類型の行為の事案数は減少(前年比-2事案)した一方で、みなし監督対象行為の事案数が大幅に増加(前年比+9事案)したことから、監督対象行為の事案数が増加した。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、被疑者取調べの適正化に係る指導の推進が必要であることから、引き続き、現在の業績目標を29年度の業績目標として設定する。
		評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 28年度においても、取調べに係る不適正事案や監督対象行為が発生していることから、引き続き、捜査部門は取調べの適正化に関する業務指導や研修を実施するとともに、取調べ監督部門はチェック機能としての役割を果たすための取組を行う。

学識経験を有する者の意見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「事業評価書 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」(24年3月国家公安委員会・警察庁)
---------------------------	---

政策所管課	刑事企画課、総務課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間
-------	-----------	----------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標3 業績目標1

基本目標	組織犯罪対策の強化					
業績目標	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化					
業績目標の説明	暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与したり、銃器発砲事件を引き起こしたりするほか、対立抗争や意に沿わない事業者への襲撃等事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	当初予算(a)	71,806 <110,699,410>	94,389 <116,981,772>	79,790 <125,096,438>	77,008 <119,706,518>	
	補正予算(b)	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>		
	繰越し等(c)	0 <10,680,342>	0 <10,583,225>			
	合計(a+b+c)	71,806 <133,496,190>	94,389 <137,338,366>			
	執行額(千円)	54,881 <116,879,296>	59,653 <121,094,872>			
※ 上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(25年8月薬物乱用対策推進会議決定) 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化					
	○「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (1) 暴力団対策等の推進・強化 (2) マナー・ローンダーリング対策 (3) 薬物対策の推進					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績
			23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	
	暴力団構成員等(注1)の数	暴力団構成員等(人)	70,300	63,200	58,600	53,500	46,900	58,500	39,100
(29年4月組織犯罪対策企画課作成) 注1 暴力団構成員及び準構成員等(暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの)。準暴力団(暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるもの)に属する者についても、これに当てはまるものについては計上されている。									
達成状況:◎		達成目標	暴力団構成員等の数を前年よりも減少させる。						
業績指標	業績指標②	項目	基準						実績
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	
	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員	検挙件数(件)	19,735	18,446	18,304	18,630	19,920	19,007	19,420
※ 28年度は暫定値 (29年4月薬物銃器対策課作成)									
達成状況:△		達成目標	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員を前年度よりも増加させる。						
業績指標	業績指標③	項目	基準						実績
			23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	
	組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等(注2)の没収額・追徴額(注3)	組織的犯罪処罰法(千円)	880,582	1,040,384	17,133,324	525,782	4,123,454	4,740,705	2,054,995
注2 犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産 注3 第一審裁判所において行われる通常の公判手続における没収額・追徴額(実績値は法務省資料に基づくもので、金額は千円未満切捨て)									

	達成状況:△	達成目標	組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益等の没収額・追徴額を過去5年間の平均値よりも増加させる。									
参考指標	暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員	参考指標①	項目	基準						実績		
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23～27年度(平均)			
		検挙件数(件)		54,208	47,207	42,115	39,197	38,872	44,320	35,192		
		検挙人員(人)		25,878	23,308	23,462	22,083	21,726	23,291	19,740		
	※ 28年度は暫定値								(29年4月暴力団対策課作成)			
	暴力団排除条例(注4)の適用件数	参考指標②	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23～27年度(平均)	28年度		
		適用件数(件)		90	84	81	63	92	82	91		
	注4 全都道府県で暴力団排除条例が施行されたのは23年10月								(29年4月暴力団対策課作成)			
業績目標達成のために行った施策	○ 暴力団犯罪の取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:35 安心な社会を創るための匿名通報事業、36 組織犯罪対策】 暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進した。											
	○ 暴力団対策法の積極的・効果的な運用【行政事業レビュー対象事業:35 安心な社会を創るための匿名通報事業】 中止命令等の行政命令を積極的かつ効果的に発出するとともに、暴力団対策法第31条の2を適用した威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償請求訴訟を積極的に支援し、24年の暴力団対策法改正で創設された各種制度についても積極的かつ効果的に運用した。											
	○ 暴力団及び暴力団関係者の実態解明の推進【行政事業レビュー対象事業:35 安心な社会を創るための匿名通報事業、36 組織犯罪対策】 暴力団及び暴力団関係者について、活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的なつながり、対立・友誼関係等組織実態の解明を推進した。											
	○ 暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用【行政事業レビュー対象事業:35 安心な社会を創るための匿名通報事業、36 組織犯罪対策】 暴力団員の社会からの長期隔離や資金剥奪のため、組織的犯罪処罰法の積極的な適用を推進した。											
	○ 暴力団排除条例の定着化の促進【行政事業レビュー対象事業:35 安心な社会を創るための匿名通報事業、36 組織犯罪対策】 暴力団排除条例の定着化の促進を図り、暴力団排除の気運を更に高めた。											
	○ 各種暴力団排除活動の推進【行政事業レビュー対象事業:36 組織犯罪対策】 関係機関・団体と連携し、不当要求防止責任者講習の実施等による行政対象暴力対策、企業対象暴力対策、公共事業を始めとする各種事業や各種取引等からの暴力団排除及び暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策を推進した。											
	○ 薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:35 安心な社会を創るための匿名通報事業、36 組織犯罪対策】 末端乱用者の検挙を徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の中核に位置する首領や幹部に向けた突き上げ捜査の推進、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化した。											
	○ 密輸・密売対策用資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:36 組織犯罪対策】 薬物密輸・密売組織等の実態解明と検挙を推進するための装備資機材を整備した。											
	○ 国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化【行政事業レビュー対象事業:36 組織犯罪対策】 国内関係機関との連絡会議並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。											
	○ 捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施【行政事業レビュー対象事業:36 組織犯罪対策】 組織犯罪捜査に従事する者を対象として、捜査指揮、各種捜査手法、効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を行った。											

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり		
		目標の達成状況	判断根拠	達成状況の分析
				<p>業績指標①については、28年の暴力団構成員等の数が前年より減少し、目標を達成した。</p> <p>業績指標②については、28年度中の薬物事犯の検挙件数及び検挙人員がいずれも前年度より減少しており、目標の達成が十分とは言い難いものの、目標に近い実績を上げた。</p> <p>業績指標③については、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益等の没収額・追徴額がいずれも過去5年間の平均値を下回っており、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標②及び③は目標を達成していないが、このうち、業績目標②は目標に近い実績を上げており、また、暴力団排除条例の適用件数(参考指標②)が過去5年間の平均値を上回ったこと等を勘案すれば、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
				<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績目標②については、28年度中の薬物事犯検挙件数及び検挙人員が27年度の数値を上回ることができなかつたが、その減少率は検挙件数が約2.5%減、検挙人員が約2.7%減で、目標に近い実績を上げており、また、検挙件数・検挙人員がいずれも過去5年の平均値を上回っている状況等を勘案すれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」が一定程度有効であったと考えられる。</p> <p>業績指標③のうち、28年中の組織的犯罪処罰法に係る没収額・追徴額については、25年の高額な没収額・追徴額を含む過去5年間の平均値を上回ることができなかつたが、過去5年間の中では25年及び27年に次ぐ水準となった状況等を勘案すれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」が一定程度有効であったと考えられる。</p>
		目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】</p> <p>今後も、組織犯罪対策の強化を目指すため、暴力団等犯罪組織の存立基盤を弱体化させ、暴力団構成員等の数を減少させるなどする必要があることから、引き続き、現在の業績指標等を29年度の業績指標等として設定する。</p>
			評価結果の政策 への反映の方向性	<p>【引き続き推進】</p> <p>暴力団対策では、引き続き、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りを徹底し、暴力団対策法を効果的に運用するとともに、暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層推進する。特に、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争の状態にあることから、引き続き、取締りや警戒の強化を図るとともに、暴力団対策法の効果的運用に努めるなど、暴力団の危険な活動の抑止を図る。</p> <p>薬物対策では、引き続き、末端乱用者からの突き上げ搜査を徹底するなどして、薬物密輸・密売組織の実態解明及び壊滅に向けた取組を推進するとともに、装備資機材の充実化を図り、これらの組織に対する効果的な捜査を推進する。</p> <p>マネー・ローンダリング対策では、引き続き、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用し、マネー・ローンダリング事犯の検挙と犯罪収益等の剥奪を徹底する。</p>
学識経験を有する者の知見の活用		29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			<ul style="list-style-type: none"> ○「平成28年における組織犯罪の情勢」(29年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課) ○「犯罪収益移転防止に関する年次報告書(平成28年)」(29年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室) ○ 平成28年犯罪白書及び法務省刑事局公安課から提供を受けた没収額・追徴額に係る情報 	
政策所管課	組織犯罪対策企画課、暴力団対策課、薬物銃器対策課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間	

平成28年度実績評価書

基本目標3 業績目標2

基本目標	組織犯罪対策の強化					
業績目標	国際組織犯罪対策の強化					
業績目標の説明	犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	当初予算(a)	71,806 <110,699,410>	94,389 <116,981,772>	79,790 <125,096,438>	77,008 <119,706,518>	
	補正予算(b)	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>		
	繰越し等(c)	0 <10,680,342>	0 <10,583,225>			
	合計(a+b+c)	71,806 <133,496,190>	94,389 <137,338,366>			
	執行額(千円)	54,881 <116,879,296>	59,653 <121,094,872>			
	※ 上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標3・業績目標1の再掲)。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 <ul style="list-style-type: none"> (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 <ul style="list-style-type: none"> (2) 不法滞在等対策 					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績	
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	基準値(注2)		
業績指標	来日外国人による共犯事件(注1)の包括罪種別検挙件数	検挙件数(総数)	6,684	5,219	5,153	3,312	3,138	2,002	3,316	
		凶悪犯	33	22	39	24	26	25	24	
		粗暴犯	125	134	127	135	154	153	139	
		窃盗犯	5,969	4,638	4,551	2,811	2,596	1,541	2,471	
		知能犯	265	285	262	246	252	243	543	
		風俗犯	1	2	7	6	7	9	3	
		その他の刑法犯	291	138	167	90	103	31	136	
※ 28年度は暫定値 (29年4月国際捜査管理官作成)										
注1 共犯事件は国際犯罪組織によらないものも含んでいるが、来日外国人による共犯事件の中には、組織的に敢行された事例が多く見られることから、指標としたもの。										
注2 過去5か年度の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の28年度の値(業績指標②において同じ)										
達成状況: ○		達成目標	来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数を過去5か年度の数値に係る回帰直線上の値よりも増加させる。							
業績指標	国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員	業績指標②	項目	基準						
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	基準値	
		地下銀行	検挙件数(件)	23	22	31	24	20	23	11
			検挙人員(人)	33	35	33	35	40	39	10
			偽装結婚等(注3)	215	156	154	150	102	86	94
			検挙人員(人)	607	413	457	383	358	285	302
			旅券等偽造	71	63	131	225	209	271	144
		不法就労助長	検挙人員(人)	83	63	119	211	191	243	133
			検挙件数(件)	414	349	369	393	392	383	391
			検挙人員(人)	362	313	369	416	425	446	439
			(29年4月国際捜査管理官作成)							
			注3 偽装結婚及び偽装認知							

達成状況:○	達成目標	犯罪インフラ事犯のうち、地下銀行、偽装結婚等、旅券等偽造及び不法就労助長の検挙件数及び検挙人員を過去5か年度の数値に係る回帰直線上の値よりも増加させる。						
	業績指標③	項目	基準					実績
	国外逃亡被疑者等(注4)(うち外国人)の検挙人員(注5)及び処罰人員(注6)		23年	24年	25年	26年	27年	基準値(注7)
	検挙人員(人)	45	32	43	36	34	33	34
	処罰人員(人)	2	2	3	8	4	7	0
		(29年4月国際捜査管理官作成)						
		注4 日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者						
		注5 出入国審査で被疑者を発見して検挙した人員及び外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した人員						
		注6 逃亡先国において国外犯処罰規定が適用された人員						
		注7 過去5か年の数値に係る回帰直線上の28年の値						
達成状況:○	達成目標	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙人員及び処罰人員を過去5年の数値に係る回帰直線上の値よりも増加させる。						

参考指標	参考指標①	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度
	来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数及び検挙人員	検挙件数(件)	12,369	10,826	10,757	9,506	9,386	10,569	9,693
		検挙人員(人)	5,785	5,373	5,654	5,881	6,243	5,787	6,079
	※ 28年度は暫定値								
	参考指標②	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度
		凶悪犯	検挙件数(件)	130	137	124	140	141	134
			検挙人員(人)	139	138	114	144	169	141
		粗暴犯	検挙件数(件)	836	876	920	1,025	1,101	952
			検挙人員(人)	955	981	1,031	1,114	1,254	1,103
		窃盜犯	検挙件数(件)	9,077	7,730	7,799	6,526	6,164	7,459
			検挙人員(人)	3,010	2,675	2,889	3,025	3,197	2,959
		知能犯	検挙件数(件)	706	788	620	557	559	646
			検挙人員(人)	438	468	526	455	415	454
		風俗犯	検挙件数(件)	91	95	101	147	127	112
			検挙人員(人)	75	80	84	128	121	161
	※ 28年度は暫定値								
	参考指標③	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年
		国外逃亡被疑者等の推移	国外逃亡被疑者等の数	847	818	798	745	740	790
			うち外国人	677	654	650	624	621	645
	※ 数値は各年の12月末現在								

業績目標達成のために行った施策	○ 國際犯罪組織の実態解明及び國際組織犯罪の取締り【行政事業レビュー対象事業:35 安心な社会を創るために匿名通報事業、36 組織犯罪対策】 国際犯罪組織の活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動等の解明に努めるとともに、国際組織犯罪の取締りの強化を図った。
	○ 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り【行政事業レビュー対象事業:35 安心な社会を創るために匿名通報事業、36 組織犯罪対策】 地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りの強化を図った。
	○ 事前旅客情報システム(APIS)及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用 法務省入国管理局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗務員に関する情報と警察庁が保有している指名手配等の情報を照合するなどして事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な活用を図った。
	○ 国外逃亡被疑者等対策の推進【行政事業レビュー対象事業:36 組織犯罪対策】 国外逃亡のおそれがある被疑者については、迅速かつ的確な手配等により、その国外逃亡を阻止し、外国治安当局と連携を図り、身柄の確保を推進した。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化【行政事業レビュー対象事業:36 組織犯罪対策】 28年12月に東アジア地域組織犯罪対策代表者会議を開催するなど、積極的に外国治安当局との協議を推進し、連携の強化を図った。 ○ 国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施 警察大学校国際警察センターにおいて、都道府県警察の国際捜査や国際捜査共助を担当する警部及び警部補を対象として、担当業務に必要な基礎知識・技能の習得を目的とした捜査実務研修を実施した。
--	--

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>業績指標①については、凶悪犯、粗暴犯及び風俗犯の28年度実績値が基準値を下回ったものの、窃盗犯、知能犯及びその他の刑法犯について、28年度実績値が基準値を大幅に上回ったことから、目標はおおむね達成したといえる。</p> <p>業績指標②については、地下銀行及び旅券等偽造の28年度実績値が基準値を下回ったものの、不法就労労働長の28年度実績値については、基準値と同程度を維持し、偽装結婚等の28年度実績値が基準値を上回ったことから、目標はおおむね達成したといえる。</p> <p>業績指標③については、処罰人員の28年実績値が基準値を下回ったものの、処罰人員・検挙人員の母数である国外逃亡被疑者等(うち外国人)の人数(参考指標③)自体が28年に減少したこと及び検挙人員の28年実績値が基準値を上回ったことから、目標はおおむね達成したといえる。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、目標の達成には至らなかったが、基準値を下回った粗暴犯の28年度実績値は過去5年間の平均値を上回っていること、凶悪犯の28年度実績値は基準値より1件のみ少ないこと、風俗犯については過去5年間の数値が10件以内と非常に少数で推移しており実際には微減であること等に鑑みると、「業績目標達成のために行った施策」の実施については、既に一定程度定着しているものと考えられる。また、窃盗犯の28年度実績値については基準値より約1,000件(基準値の約1.6倍の件数)上回っており、知能犯の28年度実績についても基準値より約300件(基準値の約2.2倍の件数)上回ったことを勘案すれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」が一定程度有効であったと考えられる。</p> <p>業績指標②については、地下銀行及び旅券等偽造の28年度実績値が基準値を下回ったものの、旅券等偽造については過去5年間の平均値に対し、件数については同平均値を上回っており、人員については同平均値と同値であるという状況を勘案し、偽装結婚等及び不法就労労働長に関してはおおむね目標を達成していることからすれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成に寄与したものと考えられる。</p> <p>業績指標③については、処罰人員の28年実績値が基準値を下回ったものの、検挙人員の28年実績値が基準値を上回っており、また、処罰人員・検挙人員の母数である国外逃亡被疑者等(うち外国人)の人数(参考指標③)自体が28年に減少している状況を勘案すれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」は目標の達成に寄与したものと考えられる。</p>
目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国際組織犯罪対策の強化を目指すため、組織的に敢行される来日外国人犯罪の取締りの強化等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を29年度の業績目標等として設定する。</p>
	評価結果の政策 への反映の方向性	<p>【引き続き推進】 国際組織犯罪情勢については、国際犯罪組織の日本への浸透が懸念されるほか、犯罪インフラ事犯の新たな手口も見られるところであり、今後、来日外国人の一層の増加が見込まれる中で、これらが治安の悪化につながることがないよう、引き続き国際組織犯罪対策に取り組む必要がある。そのため、国際犯罪組織の実態解明、国際組織犯罪の取締り、犯罪インフラ対策の実施等を引き続き推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「平成28年における組織犯罪の情勢」(29年3月警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課)
---------------------------	--

政策所管課	国際捜査管理官	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間
-------	---------	----------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標4 業績目標1

基本目標	安全かつ快適な交通の確保					
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保					
業績目標の説明	全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は依然として約2割を占めていること等から、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	当初予算(a)	152,951,685 <110,563,330>	152,825,556 <116,796,012>	146,346,418 <125,096,438>	141,970,995 <119,706,518>	
	補正予算(b)	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	48,657 <18,872,011>		
	繰越し等(c)	576,609 <10,179,006>	39,919 <10,583,225>			
	合計(a+b+c)	153,528,294 <132,858,774>	152,865,475 <137,152,606>			
	執行額(千円)	138,072,491 <116,241,880>	140,586,598 <120,909,112>			
※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「第10次交通安全基本計画」(28年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第3節 I</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象 <ul style="list-style-type: none"> (2) 歩行者及び自転車の安全確保 (3) 生活道路における安全確保 <p>第1部第1章第3節 II</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 道路交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (8) 自転車利用環境の総合的整備 2 交通安全思想の普及徹底 5 道路交通秩序の維持 <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通の指導取締りの強化等 8 研究開発及び調査研究の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進 (ヶ) 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究 					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績
			23年	24年	25年	26年	27年 (注3)	23~27年 (平均)	
歩行中・自転車乗用中の交通事故死 者数及び歩行者・ 自転車の交通事故 件数	歩行中交通事故死 者数(人)	1,709	1,642	1,592	1,498	1,534	1,595	1,361	
		歩行中の高齢者(注1)の交 通事故死者数(人)	1,136	1,114	1,121	1,063	1,070	1,101	1,003
		自転車乗用中交通 事故死者数(人)	639	567	601	540	572	584	509
		自転車関連事故件 数(件)(注2)	144,062	132,051	121,040	109,269	98,700	121,024	90,836
		歩行者と自転車との交通事 故件数(件)	2,806	2,625	2,605	2,551	2,506	2,619	2,281
		(29年4月交通企画課作成)							
<small>注1 65歳以上の者を指す。 注2 自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数であり、自転車相互事故は1件として計上している。 注3 第10次交通安全基本計画(28年度～32年度)の基準となる27年の実績値を評価基準とした。</small>									

		達成目標	歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車利用者の交通事故件数を次のとおり減少させる。 i 歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を27年よりも減少させる。 ii 歩行中の交通事故死者のうち割合の高い高齢者の数を27年よりも減少させる。 iii 自転車関連事故件数を27年よりも減少させる。 iv 歩行者と自転車との交通事故件数を27年よりも減少させる。
達成状況:◎			

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年
	交通事故死者数	交通事故死者数 (人)	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117	4,349	3,904
(29年4月交通企画課作成)									
参考指標②	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年	
	交通事故負傷者数 (人)	854,613	825,392	781,492	711,374	666,023	767,779	618,853	
(29年4月交通企画課作成)									
参考指標③	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年	
人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数	人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数(人)	1.33	1.28	1.25	1.18	1.21	1.25	1.07	
(29年4月交通企画課作成)									
参考指標④	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年	
高齢者人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数	高齢者人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数(人)	3.88	3.74	3.64	3.33	3.24	3.57	3.00	
(29年4月交通企画課作成)									
参考指標⑤	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年	
人口10万人当たりの自転車乗用中交通事故死者数	人口10万人当たりの自転車乗用中交通事故死者数(人)	0.50	0.44	0.47	0.42	0.45	0.46	0.40	
(29年4月交通企画課作成)									

注4 参考指標③～⑤の各数値の算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「人口推計」(各年10月1日現在の補間補正前人口)又は「国勢調査」による。

業績目標達成のために行った施策	○ 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:37 広報啓発等】 自転車利用者に対するルールの周知徹底のため、5月の「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催・警察庁後援)や春・秋の全国交通安全運動等において、自転車の安全利用促進等の広報キャンペーンを展開するとともに、小学生のみならず中学生、高校生、高齢者等を対象とした自転車教室を積極的に開催するなど交通安全教育を推進した。また、27年6月から導入された自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルール遵守意識の向上を図った。
	○ 自転車利用者のヘルメット着用促進【行政事業レビュー対象事業:37 広報啓発等】 自転車教室等の機会を捉え、児童・幼児の自転車乗用時ににおけるヘルメット着用努力義務の内容を周知するとともに、転倒時におけるヘルメットの頭部への被害軽減効果について知識の普及を図り、ヘルメットの着用の促進を図った。
	○ 高齢者に対する交通安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:37 広報啓発等】 参加・体験・実践型の交通安全教育を中心とする高齢者に対する交通安全教育について、全国各地において効果的に実施されるよう都道府県警察に対して指導し、28年中に全国で約5万9,000回(参加人員延べ約225万人)の講習を行うなど、高齢者に対する交通安全教育を推進した。
	○ 反射材用品等の普及促進【行政事業レビュー対象事業:37 広報啓発等】 28年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)」が示されたことから、反射材用品等の効果を体験する交通安全教室を開催するなど、反射材用品等の着用に関する広報啓発活動を推進した。

○ 幼児・児童に対する交通安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:37 広報啓発等】 幼児に対する交通ルールや交通マナー等日常生活における道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能を習得させるための交通安全教育を推進したほか、児童に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な知識・技能を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を推進した。
○ 自転車利用者に対する指導取締りの推進 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告活動を推進するとともに、いわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車の運転のほか、違反行為により通行車両や歩行者に具体的な危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を繰り返したりするなどの悪質・危険な違反に対しては、検挙措置を講じるなど厳正に対処した。
○ 生活道路対策及び幹線道路対策の推進【行政事業レビュー対象事業:41 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故抑止対策を実施するよう指導した。
○ 歩行空間のバリアフリー化【行政事業レビュー対象事業:41 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。
○ 自転車の走行空間の確保【行政事業レビュー対象事業:41 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の整備を推進した。
○ 速度違反自動取締装置の整備【行政事業レビュー対象事業:38 速度違反自動取締装置】 取締りスペースの確保が困難な生活道路等において速度違反取締りが行える新たな速度違反取締装置の整備を推進したほか、速度違反自動取締装置を整備し、悪質な速度違反を効果的に取り締まることにより、歩行者・自転車に関する重大交通事故等の抑止を図った。
○ 自動運転の段階的実現に向けた調査研究【行政事業レビュー対象事業:28-3 自動運転の段階的実現に向けた調査研究】 有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、視察等を実施するなどした上で、交通事故の削減及び渋滞の緩和に寄与すると考えられる自動運転の段階的実現に向けた交通管理上の諸課題について検討を行った。

評価の結果	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠 28年中の歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数、歩行中の高齢者の交通事故死者数、自転車関連事故件数及び歩行者と自転車との交通事故件数は全て27年よりも減少し、業績指標①は達成した。一方、第10次交通安全基本計画において掲げた平成32年までに「24時間死者数を2,500人以下」とび「死傷者数を50万人以下」とするという目標の達成には、歩行中の高齢者の交通事故死者数を更に減らすなど、引き続き交通事故死者数を減少させていくことが必要なことから、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	交通事故の詳細な分析を踏まえ、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策」に基づく交通安全教育、交通指導取締り、自転車通行環境の整備等の対策とともに、高齢者に対する交通安全教育、生活道路対策を推進したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性 【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、安全かつ快適な交通の確保を目指すため、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数等を減少させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を29年度の業績目標等として設定する。 評価結果の政策への反映の方向性 【引き続き推進】 引き続き、自転車利用者に対するルールの周知、高齢者に対する交通安全教育の充実、自転車利用者の交通違反に対する指導取締り等を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○「平成28年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況について」(29年2月警察庁交通局) ○「平成28年における交通事故の発生状況」(29年3月警察庁交通局)
---------------------------	--

政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間
-------	-------------------	----------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標4 業績目標2

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	運転者対策の推進				
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。				
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	当初予算(a)	152,951,685 <110,563,330>	152,825,556 <116,796,012>	146,346,418 <125,096,438>	141,970,995 <119,706,518>
	補正予算(b)	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	48,657 <18,872,011>	
	繰越し等(c)	576,609 <10,179,006>	39,919 <10,583,225>		
	合計(a+b+c)	153,528,294 <132,858,774>	152,865,475 <137,152,606>		
	執行額(千円)	138,072,491 <116,241,880>	140,586,598 <120,909,112>		

※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標4・業績目標1の再掲)。

業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「第10次交通安全基本計画」(28年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 I 1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象 (1) 高齢者及び子供の安全確保 第1部第1章第3節 II 3 安全運転の確保 5 道路交通秩序の維持 8 研究開発及び調査研究の充実 (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進 ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進 (ケ) 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績
			23年	24年	25年	26年	27年 (注1)	23~27年 (平均)	
業績指標	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数	飲酒運転(件)	270	258	238	227	201	239	213
		無免許運転(件)	68	64	61	59	53	61	65
		最高速度違反(件)	228	213	216	212	221	218	199
		信号無視(件)	175	145	129	127	149	145	119
		歩行者妨害等(件)	248	296	248	253	265	262	252
		指定場所一時不停止(件)	134	126	92	122	121	119	101
(29年4月交通指導課作成)									
業績指標	70歳以上の高齢運転者による交通事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通事故件数	達成状況: ○	達成目標	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を27年よりも減少させる。					
		業績指標②	項目	基準					
		23年		24年	25年	26年	27年 (注2)	23~27年 (平均)	28年
		70歳以上の高齢運転者による交通事故件数(件)	637	661	709	687	686	676	667
		70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通事故件数(件)	8.2	8.0	8.0	7.4	7.2	7.8	6.8
		(29年4月運転免許課作成)							
		達成状況: ◎	達成目標	70歳以上の高齢運転者による交通事故件数を27年よりも減少させる。					

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
	70歳以上の運転免許保有者数	70歳以上の運転免許保有者数(人)	7,728,798	8,233,850	8,823,682	9,320,223	9,491,098	8,719,530	9,771,844
		(29年4月運転免許課作成)							
参考指標②	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年	
	交通事故死者数(人)	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117	4,349	3,904	
(29年4月交通企画課作成)									

業績目標達成のために行った施策	○ 「飲酒運転をしない、させない」という国民の規範意識を確立するための広報啓発の推進【行政事業レビュー対象事業:37 広報啓発等】 飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故の実態について積極的に広報した。また、一般財団法人全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けけるなど、民間団体等と連携して飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立に取り組んだ。
	○ 交通事故抑止に資する指導取締りの推進 地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、その結果等を踏まえ、無免許・飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反や交差点関連違反等の交通事故に直結する違反に対する取締りを強化した。
	○ 使用者の背後責任の追及等 過積載や過労運転等の違反について、運転者の取締りにとどまらず、自動車の使用者等に対する背後責任の追及を徹底するとともに、事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為については、事業者等の背後責任の追及を念頭に捜査を尽くした。
	○ 総合的な暴走族対策の推進 あらゆる法令を適用して暴走族構成員等の検挙を徹底するとともに、関係機関・団体と連携して、暴走族への加入阻止や暴走族グループからの離脱支援等総合的な暴走族対策を推進した。
	○ 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 迅速かつ的確な初動捜査を推進するため、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官の適切な運用を図るとともに、客観的な証拠収集を徹底するなど緻密な交通事故事件捜査を推進した。
	○ 悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施 悪質・危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、迅速・適正な審査登録、仮停止制度の積極的な活用、行政処分の長期未執行者の対策等を推進した。
	○ 飲酒運転者に対する取消処分者講習の適正な実施 飲酒行動の改善等のためのカリキュラムを盛り込んだ飲酒取消講習及び飲酒取消講習のカリキュラムの一部を導入した停止処分者講習(飲酒学級)について、その講習効果向上のため、一層の改善を図った。
	○ 取消処分者講習、停止処分者講習等の適正な実施 道路交通法等に違反する行為をし、行政処分を受けた者等に対する取消処分者講習や停止処分者講習等の適正な実施を図った。
	○ 高齢運転者標識の普及促進【行政事業レビュー対象事業:37 広報啓発等】 高齢運転者標識の使用を促進させる広報啓発活動を効果的に実施した。
	○ 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等【行政事業レビュー対象事業:41 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 信号灯器、道路標識等を視認性に優れたものにするため、信号灯器のLED化、道路標識等の高輝度化等を推進した。
	○ 認知機能検査の適正な実施 高齢運転者が自己の記憶力・判断力の状態を自覚し、安全運転を継続するため、認知機能検査を適正に実施した。
	○ 認知機能検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習の実施 高齢者講習において、認知機能検査の結果等に基づき、受講者一人一人の状況に応じた、きめ細やかな指導を行った。
	○ 臨時適性検査の的確な実施 一定の病気等に該当する疑いがある者の主治医からの届出が行いやすい環境づくり及び臨時適性検査の的確な実施のため、医師団体及び専門医との緊密な連携体制の強化を図った。
	○ 高齢運転者等への支援の実施 高齢者に対する交通安全教育の実施や高齢者講習の円滑な受講、免許証を自主返納し易い環境整備の促進等、高齢運転者等に対する支援施策を推進した。また、高齢者講習の受講者を対象とした講習用映画を作成した。

	<p>○ 速度違反自動取締装置の整備【行政事業レビュー対象事業:38 速度違反自動取締装置】 取締リスペースの確保が困難な生活道路等においても速度違反取締りが行える新たな速度違反取締装置の整備を推進したほか、速度違反自動取締装置を整備し、悪質な速度違反を効果的に取り締まることにより、重大交通事故等の抑止を図った。</p> <p>○ 自動運転の段階的実現に向けた調査研究【行政事業レビュー対象事業:28-3 自動運転の段階的実現に向けた調査研究】 有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、視察等を実施するなどした上で、交通事故の削減及び渋滞の緩和に寄与すると考えられる自動運転の段階的実現に向けた交通管理上の諸課題について検討を行った。</p> <p>○ 高齢者講習における新たな視野検査方法導入に向けた調査研究【行政事業レビュー対象事業:28-4 高齢者講習における新たな視野検査方法導入に向けた調査研究】 被験者に対して実際に上下方向を含めた新たな視野検査を実施することでその有効性を検証するとともに、新たな視野検査方法を導入した模擬高齢者講習を実施することでその効果等を確認し、高齢者講習における新たな視野検査方法の導入について調査研究を行った。</p>
--	---

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
		判断根拠	<p>業績指標①については、27年と比較して、28年中の飲酒運転及び無免許運転に起因する交通死亡事故件数は増加したものとの、他の全ての違反に起因する交通死亡事故件数はいずれも減少したことから、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>業績指標②については、70歳以上の運転免許保有者数が増加を続ける中、27年と比較して、28年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び28年中の70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は共に減少し、目標を達成した。</p> <p>第10次交通安全基本計画において掲げた「平成32年までに24時間死者数を2,500人以下」とするという目標の達成には、引き続き悪質・危険運転者及び高齢運転者について対策が必要なことから、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析		<p>業績指標①については、悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策を推進したこと等が、目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、効果的な高齢者講習の実施等、高齢運転者の交通安全に資する各種施策が、目標の達成に寄与したと考えられる。</p>
	目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、安全かつ快適な交通の確保を目指すため、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数等を減少させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を29年度の業績目標等として設定する。
		評価結果の政策 への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策を推進するとともに、高齢の運転免許保有者が増えていることを踏まえ、平成27年改正道路交通法の円滑な施行を含め、高齢運転者対策を強化する。

学識経験を有する者の知見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報	<p>○ 「平成28年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況について」(29年2月警察庁交通局)</p> <p>○ 「運転免許統計(平成28年版)」(29年3月警察庁交通局運転免許課)</p>
-------------------------------	--

政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間
-------	-------------------------	----------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標4 業績目標3

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	道路交通環境の整備				
業績目標の説明	社会資本整備重点計画(27年9月18日閣議決定:計画期間27年度～32年度)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。				
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	当初予算(a)	152,951,685 <110,563,330>	152,825,556 <116,796,012>	146,346,418 <125,096,438>	141,970,995 <119,706,518>
	補正予算(b)	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	48,657 <18,872,011>	
	繰越し等(c)	576,609 <10,179,006>	39,919 <10,583,225>		
	合計(a+b+c)	153,528,294 <132,858,774>	152,865,475 <137,152,606>		
	執行額(千円)	138,072,491 <116,241,880>	140,586,598 <120,909,112>		
※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標4・業績目標1の再掲)。					
○「社会資本整備重点計画」(27年9月閣議決定) 交通安全施設等整備事業					
○「第10次交通安全基本計画」(28年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 II 1 道路交通環境の整備					

業績指標	業績指標①	項目	基準		実績	
			27年度	28年度 目標値 (注3)		
交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故	信号機の改良等により抑止されていると推計される死傷事故件数(件/年)(注1)		5,115	9,000	9,843	
		事故危険箇所対策(注2)実施箇所における対策により抑止された死傷事故件数の割合(割)		効果測定中		効果測定中
達成状況:◎	達成目標(注4)	(29年4月交通規制課作成)				
		注1 各種事業ごとの内訳等については別添「信号機の改良等による各種効果」参照 注2 死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 注3 6年間(第4次社会資本整備重点計画の計画期間である27年度～32年度)で達成目標(約2万7千件／年)を実現できるように、各年度で均等に配分した場合の28年度の値				
業績指標	業績指標②	交通安全施設等の整備により、死傷事故を次のとおり抑止する。 i 信号機の改良等により、死傷事故を32年度末までに約2万7千件／年抑止する。 ii 事故危険箇所対策により、対策実施箇所における死傷事故を26年比で約3割抑止する。				
		注4 達成目標の指標はいずれも第4次社会資本整備重点計画を踏まえたものであり、iについては32年度、iiについては32年における目標値				
業績指標	業績指標②	項目	基準		実績	
			27年度	28年度 目標値 (注6)		
信号制御の改良等により実現される円滑な交通	信号制御の改良により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間(千人時間／年)(注5)		4,281	16,667	9,992	
		信号制御の改良により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量(t-CO2／年)(注5)	8,585	33,334	17,573	

	(29年5月交通規制課作成)							
	注5 各種事業ごとの内訳等については別添「信号機の改良による各種効果」参照 注6 6年間(第4次社会资本整備重点計画の計画期間である27年度～32年度)で達成目標(通過時間約5千万人時間／年及び二酸化炭素の排出量約10万t-CO ₂ ／年)を実現できるように、各年度で均等に配分した場合の28年度の値							
	達成目標(注7)	信号制御の改良等により、円滑な交通を次のとおり実現する。 i 信号制御の改良により、対策実施箇所において通過時間を32年度までに約5千万人時間／年短縮する。 ii 信号制御の改良により、二酸化炭素の排出量を32年度までに約10万t-CO ₂ ／年抑止する。 iii 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。						
	達成状況:○							
	注7 達成目標の指標はいずれも第4次社会资本整備重点計画の最終年度である32年度における目標値							
	業績指標③	項目	基準	実績				
	老朽化した信号機数(注8)	27年度	28年度					
		老朽化した信号機数(基)	43,115	44,662				
(29年6月交通規制課作成)								
注8 製造後19年(更新基準年数)以上経過した信号機数								
達成状況:○	達成目標	対策がとられなかった場合、32年度には老朽化した信号機が10万基を超えることになるところ、同年度までに約4万3,000基(注9)を更新し、これを約6万基以下に抑える。						
注9 達成目標の指標は第4次社会资本整備重点計画の最終年度である32年度における目標値								
業績指標④	項目	基準	実績					
信号機電源付加装置の整備台数	27年度	28年度目標値(注10)	28年度					
	整備台数(台)	204	667	444				
(29年4月交通規制課作成)								
注10 6年間(第4次社会资本整備重点計画の計画年度である27年度～32年度)で達成目標(約2,000台)を実現できるように、各年度で均等に配分した場合の28年度の値								
達成状況:○	達成目標(注11)	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数を32年度までに約2,000台整備する。						
注11 達成目標の指標は第4次社会资本整備重点計画の最終年度である32年度における目標値								

	(29年4月交通規制課作成)						

	(29年4月交通規制課作成)						
業績目標達成のために行った施策	<p>○ 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理【行政事業レビュー対象事業:39 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理】 広域交通管制システムは12年度に整備を行ったが、経年により劣化したため、24年7月に更新を実施し、新システムで運用を開始している。その際、これまで毎年契約していた維持管理業務については、公共交通サービス改革法に基づく民間競争入札を実施して33年までの一括契約としている。</p> <p>○ 交通安全施設等整備事業効果測定【行政事業レビュー対象事業:40 交通安全施設等整備事業効果測定】 新たに設置した交通安全施設等の事業項目ごとのデータを収集した上、設置効果の測定・分析を行い、交通安全施設等整備事業の在り方を検証した。</p> <p>○ 特定交通安全施設等整備事業(主な事業内容は以下のとおり)【行政事業レビュー対象事業:41 都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)、42 都道府県警察施設整備費補助金(災害に備えた道路交通環境の整備)】</p>						

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中制御化 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより多面的に制御する。 ・ プログラム多段系統化 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。 ・ 右折感応化 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。 ・ 多現示化 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。 ・ 半感応化 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。 ・ 信号灯器のLED化 高輝度で逆光でも見やすく擬似点灯を防止できるLED式信号灯器を整備する。 ・ 対向車接近表示システム 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。 ・ 開散時押ボタン化、閑散時半感応化 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としており、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作)した時のみ信号表示を変える。 ・ 速度感応化 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。 ・ 歩車分離化 車両用現示と歩行者用現示を分離することによって歩車の物理的な交錯を排除する。 ・ 歩行者感応化 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青信号を延長し、感知しない場合は短縮する。 ・ 視覚障害者用付加装置 歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。 ・ 高齢者等感応化 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信機を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。 ・ 音響式歩行者誘導付加装置 視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。 ・ 全感応 交差点の各流入部に車両感知器を設置し、車両感知器から得られた情報により青時間を伸縮させる。 ・ プログラム多段化 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。 ・ 押ボタン 主道路側を青としており、歩行者の押ボタン操作があった時のみ信号表示を変える。
○	広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備【行政事業レビュー対象事業:43 広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備】 大規模災害発生時にいち早く通行可能な道路を把握して、人命救助等の災害対策を迅速かつ的確に実施できるようにするため、警察が収集する交通情報と、民間事業者のプローブ情報を融合するシステムの効果的な運用を推進した。
○	コスト削減を図った新たな信号機に関する交通安全施設仕様書の策定【行政事業レビュー対象事業:44 低コスト信号機の開発に関する調査研究】 低コスト信号機の開発に関する調査研究の結果を踏まえ、コスト削減を図った新たな信号機に関する交通安全施設仕様書を策定するとともに、各都道府県警察に通知した。
○	交通情報の提供拡大に向けた交通管制の高度化【行政事業レビュー対象事業:47 交通情報の提供拡大に向けた交通管制の高度化】 警察庁が保有する交通情報の一層の活用を図るため、公益財団法人日本道路交通情報センターのホームページを通じて断面交通量情報及び交通規制情報の提供を開始した。
○	近接信号機における信号情報の提供による事故防止に関する実証実験【行政事業レビュー対象事業:28-5 近接信号機における信号情報の提供による事故防止に関する実証実験】 近接交差点の信号情報をカーナビゲーションに提供することにより、信号の誤認に起因する交通事故の危険性を排除することなどが可能な交通管制システムを構築するための実証実験を実施した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
		判断根拠	<p>業績指標①については、信号機の改良等により抑止されると推計される死傷事故件数の28年度実績値が28年度目標値を上回り、目標を達成した。</p> <p>業績指標②については、信号制御の改良等により短縮されると推計される対策実施箇所の通過時間及び信号制御の改良等により抑止されると推計される二酸化炭素の排出量の28年度実績値が28年度目標値を下回ったが、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合の実績値は28年度目標値を上回ったことから、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>業績目標③については、老朽化した信号機の更新(参考指標①)等により28年の老朽化した信号機数は44,662基であったことから、目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標④については、信号機電源付加装置の整備台数の28年度実績値が28年度目標値を下回ったが、目標値の半分を超えたことから、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	第4次社会资本整備重点計画に定められた成果目標を達成すべく、特定交通安全施設等整備事業等を計画的に推進したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も安全かつ快適な交通を確保するため、交通安全施設等の整備による死傷事故の抑止等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を29年度の業績目標等として設定する。</p>
評価結果の政策 への反映の方向性		<p>【引き続き推進】 第4次社会资本整備重点計画に基づき、同計画に定められた成果目標を確実に達成し、安全かつ快適な交通を確保するため、引き続き、特定交通安全施設等整備事業等を推進する。</p>	
学識経験を有する者の知見の活用		<ul style="list-style-type: none"> ○ 29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。 ○ 信号機の高度化等による効果の測定方法は、外部有識者から成る「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:大藏泉横浜国立大学教授(当時))により確立された効果測定手法を用いた。 	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「交通安全施設の効果測定報告書」(29年3月警察庁委託) 	
政策所管課	交通規制課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間

信号機の改良等による各種効果(28年度末現在)

別添

○ 交通事故抑止効果

◇ 信号機の改良等

事業 年度	集中制御化 基數	プログラム多段系統化 抑止件数	右折感應化 基數	多現示化 抑止件数	半感應化 基數	抑止件数
平成27年度	286	80	107	37	48	59
平成28年度	182	51	94	33	49	60
小計	468	131	201	70	97	119
					848	636
					93	38

事業 年度	信号灯器のLED化 基數	対向車接近表示装置 抑止件数	閑散時押ボタン化 基數	閑散時半感應化 抑止件数	速度感應化 基數	抑止件数
平成27年度	3,028	3,664	0	0	14	7
平成28年度	3,048	3,688	0	0	7	4
小計	6,076	7,352	0	0	21	11
					66	25
					1	1
					1	1

事業 年度	歩車分離化 基數	歩行者感應化 抑止件数	視覚障害者用付加装置 基數	高齢者等感應化 抑止件数	音響式歩行者誘導付加装置 基數	抑止件数
平成27年度	95	68	4	5	258	222
平成28年度	64	46	18	24	298	256
小計	159	114	22	29	556	478
					66	45
					53	41
					36	20
					36	28

事業 年度	信号機新設									
	全感應		半感應		プログラム多段化		押ボタン		一灯点滅	
	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数
平成27年度	0	0	32	57	164	294	84	77	0	0
平成28年度	2	4	20	36	109	195	66	61	0	0
小計	2	4	52	93	273	489	150	138	0	0

事業 年度	計
	抑止件数
平成27年度	4,998
平成28年度	4,845
小計	9,843

・「抑止件数」とは、信号機の改良等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

また、各年度における抑止件数は、当該年度のアウトカム係数に、平成27年度から当該年度までの間に改良等された信号機の合計の整備基数を乗じて得られた数としている。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

信号機の改良による各種効果

○ 交通円滑化効果

◇ 信号制御の改良

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計
	基數	短縮効果	基數	短縮効果	基數	短縮効果	基數	短縮効果	基數	短縮効果	
平成27年度	286	4,737	107	670	48	107	450	328	30	47	5,890
平成28年度	182	3,014	94	589	49	109	398	290	63	100	4,102
小計	468	7,751	201	1,259	97	216	848	618	93	147	9,992

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は(千人時間/年)であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。

・「短縮効果」の算出に当たっては、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。

また、各年度における短縮効果は、当該年度のアウトカム係数に、平成27年度から当該年度までの間に改良された信号機の合計の整備基数を乗じて得られた数としている。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

○ 二酸化炭素排出量抑止効果

◇ 信号制御の改良

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計
	基數	削減効果	基數	削減効果	基數	削減効果	基數	削減効果	基數	削減効果	
平成27年度	286	7,914	107	1,120	48	435	450	549	30	195	10,213
平成28年度	182	5,036	94	984	49	444	398	486	63	410	7,360
小計	468	12,950	201	2,104	97	880	848	1,035	93	605	17,573

・「抑止効果」とは、信号制御の改良により抑止されたと推計される二酸化炭素排出量(単位:t-CO₂/年)であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素抑止効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止効果を累計することにより算出している。

また、各年度における抑止効果は、当該年度のアウトカム係数に、平成27年度から当該年度までの間に改良された信号機の合計の整備基数を乗じて得られた数としている。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

平成28年度実績評価書

基本目標5 業績目標1

基本目標	国の公安の維持				
業績目標	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処				
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等(注1)を含む警備犯罪(注2)の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。(業績目標3に係る部分を除く。)				
注1 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等					
注2 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
予算の状況(千円)	当初予算(a)	12,683,024 <110,699,410>	12,917,480 <116,981,772>	13,011,035 <125,096,438>	13,046,088 <119,706,518>
	補正予算(b)	129,898 <12,116,438>	143,642 <9,773,369>	259,420 <18,872,011>	
	繰越し等(c)	88,231 <10,680,342>	0 <10,583,225>		
	合計(a+b+c)	12,901,153 <133,496,190>	13,061,122 <137,338,366>		
	執行額(千円)	12,697,089 <116,879,296>	12,862,578 <121,094,872>		
※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等 ○ 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> 3 水際対策の強化 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化 5 官民一体となったテロ対策の推進 ○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> I 各種テロ対策の強化・加速化 2 水際対策の強化 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化 4 官民一体となったテロ対策の推進 ○ 第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(29年1月) <ul style="list-style-type: none"> 4 安全・安心の国創り 				
業績指標	業績指標①	実績			
治安警備及び警衛・警護の実施状況(事例)	<p>【事例1】 28年度は、伊勢志摩サミットの開催(5月)に伴い、三重・愛知両県警察への特別派遣部隊約1万5,000人を含む最大時約2万3,000人の警察職員を動員するなど、所要の警備体制を構築し、警備に万全を期した。また同サミットに続いて行われたオバマ米国大統領(当時)の広島訪問(5月)、ベルギー国王王妃両陛下の来日(10月)、プーチン・ロシア大統領の来日(12月)等に伴う警護警備を実施したほか、首脳会談等のための安倍首相の欧州及びロシア訪問(5月)等の警護警備に際し、関係国の警察当局と緊密に連携し、首相の身辺の安全を確保した。</p> <p>【事例2】 28年度中、天皇皇后両陛下は、第67回全国植樹祭御臨場(6月、長野県)、第36回全国豊かな海づくり大会御臨席(9月、山形県)、第71回国民体育大会御臨場及び東日本大震災復興状況御視察(9月、岩手県)等のため行幸啓になった。 警察では、皇室と国民との親和に配意した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。</p> <p>上記事例のほか、重要施設等の警戒警備については、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施している。28年度中も、発生する事象及び国内外の諸情勢を踏まえた的確な警戒警備を実施した。</p>				
	達成状況:◎	達成目標	国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。		

業績指標②	基準							実績
	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	
オウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員(注4)	1件 2人	10件 7人	1件 2人	0件 0人	1件 1人	3件 2人	1件 2人	28年
極左暴力集団に係る事件検挙件数・検挙人員	30件 78人	30件 31人	26件 36人	14件 15人	22件 28人	24件 38人	25件 35人	28年
右翼関係事件検挙件数・検挙人員	1,639件 1,713人	1,733件 1,824人	1,583件 1,643人	1,588件 1,654人	1,485件 1,527人	1,606件 1,672人	1,499件 1,537人	28年
右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・検挙人員(注5)	0件 0人	2件 2人	1件 1人	0件 0人	0件 0人	1件 1人	1件 1人	28年
注3 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象								(29年4月公安課作成)
注4 24年のオウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員のうち、信者勧誘に伴う詐欺事件(1件3人)については無罪が確定した。								
注5 右翼関係事件検挙件数・検挙人員の内数である。								
【事例1】 28年9月、公安調査庁の立入検査に際し、団体の活動状況を明らかにするために必要な検査対象物件を隠匿し検査を困難な状況にしたとして、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律違反(検査忌避)でオウム真理教主流派出家信者ら2人を逮捕した(神奈川)。								
【事例2】 28年2月、神奈川県横浜市内ほか2か所に所在した革労協反主流派非公然アジトを摘発するとともに、在所していた同派非公然活動家6人を公務執行妨害罪で逮捕した(警視庁)。								
【事例3】 28年4月、薬品販売会社の販売店舗付近の路上において、政治団体名が表記された街頭宣伝車に装備された拡声器を用いて、「〇〇社は、暴力団と密接な関係にある悪徳企業と取引を行っている」と演説し、同社会長の名誉及び財産に危害を加えるような威勢を示し、団体の威力を示して脅迫した右翼団体代表ら3人を暴力行為等処罰二関スル法律違反で逮捕した(埼玉、警視庁、千葉、長崎)。								
達成状況:△	達成目標	主要警備対象勢力による違法事案の取締りを推進する。						

参考指標①	基準							実績
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23～27年度 (平均)	
重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数	国民保護共同訓練(回)	11	11	12	13	15	12	22
	自衛隊との共同訓練(回)	24	31	39	37	38	34	42
	海上保安庁との共同訓練(回)	15	12	27	24	33	22	37
(29年4月警備企画課・警備課作成)								
参考指標②	実績							
重大テロ事案等の発生件数	各種訓練の実施、関係機関との連携の強化、治安警備及び警衛・警護の実施等、重大テロ事案等の予防・鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、国内における重大テロ事案等の発生はなかった。							

参考指標	治安警備及び警衛・警護実施件数	参考指標③	基準							実績
		項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年	
		治安警備実施件数(件)	7,260	10,128	11,095	12,071	12,874	10,686	11,163	
		警衛実施件数(件)	4,613	4,955	4,134	4,252	4,099	4,411	4,117	
		警護実施件数(件)	19,880	20,111	20,856	17,717	18,956	19,504	19,776	
		(29年4月警備課作成)								
		参考指標④	基準							実績
		項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年	
		入管法違反送致件数・送致人員(注6)	3,183件 2,841人	2,786件 2,579人	3,773件 3,430人	4,531件 4,126人	3,491件 2,824人	3,553件 3,160人	3,713件 2,979件	

(29年4月外事課作成)

注6 「入管法違反送致件数・送致人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。

注7 刑事訴訟法の特例で、検察官に送致せず、入国警備官に直接引き渡した被疑者数。

注8 法務省の公表による(各年の数字はその翌年の1月1日現在のもの)。

業績目標達成のために行った施策	○ 重要施設等の警戒警備【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、49 千葉県警察成田国際空港警備隊費、50 情報収集・分析機能の強化等、51 皇宮警察本部】 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、原子力関連施設、首相官邸等の我が国の重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を適切に実施した。
	○ 重大テロ事案等対処に係る各種訓練【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等】 重大テロ事案等の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小化を図るため、各種訓練を実施した。
	○ 大規模警衛・警護警備【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等、51 皇宮警察本部】 その時々の警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛・警護警備を実施した。
	○ 関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業:8 衛星回線契約役務、48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等】 重大テロ事案等対処に係る内閣官房等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。
	○ 主要警備対象勢力による違法事案の取締り等【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等、53 インターネット・オントセンターの設置】 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種違法事案の取締りを推進した。
	○ 不法滞在者等の取締り等【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等】 合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進した。

目標の達成状況	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
	判断根拠	業績指標①については、28年度中、各警衛・警護警備において警備対象の安全が確保されたことから、目標を達成したといえる。 業績指標②については、28年度中、オウム真理教と極左暴力集団に係る事件の検挙件数・検挙人員は、過去5年の平均値と比較してほぼ同数であるが、右翼関係事件の検挙件数・検挙人員は、過去5年の平均値を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。 したがって、目標の達成状況については、「相当程度進展あり」と認められる。

評価の結果	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、情勢に応じた的確な警戒警備、警衛・警護を実施したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、主要警備対象勢力の違法事案に対する取締り等を実施したものの、検挙件数及び検挙人員が過去5年間の平均値を上回ることはできなかった。</p>							
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、重大テロ事案等の未然防止等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を29年度の業績目標等として設定する。</p>						
評価結果の政策への反映の方向性		<p>【引き続き推進】 引き続き、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進するとともに、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 また、引き続き、これらの警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努める。</p>							
学識経験を有する者の意見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。								
政策評価を行う過程において使用した資料その他的情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「治安の回顧と展望(平成28年版)」(29年3月警察庁警備局) 								
政策所管課	警備企画課、公安課、警備課、外事課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間						

平成28年度実績評価書

基本目標5 業績目標2

基本目標	国の公安の維持							
業績目標	災害への的確な対処							
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、災害の発生に伴う被害の最小化等を図る。							
基本目標に関する予算額・執行額等	区分		26年度		27年度		28年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,683,024 <110,699,410>	12,917,480 <116,981,772>	13,011,035 <125,096,438>	13,046,088 <119,706,518>		
	補正予算(b)	129,898 <12,116,438>	143,642 <9,773,369>	259,420 <18,872,011>				
	繰越し等(c)	88,231 <10,680,342>	0 <10,583,225>					
	合計(a+b+c)	12,901,153 <133,496,190>	13,061,122 <137,338,366>					
	執行額(千円)	12,697,089 <116,879,296>	12,862,578 <121,094,872>					
※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標5・業績目標1の再掲)。								
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(29年1月) 4 安全・安心の国創り 							
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「防災基本計画」(29年4月中央防災会議決定) 我が国は、地震、津波、豪雨、竜巻、豪風、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。 							
業績指標	業績指標①	基準						
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度
	管区広域緊急援助隊(注1)合同警備訓練等での自衛隊等関係機関との合同訓練の回数(回)	7(注2)	8	7(注3)	8	8	8	9
	注1 大規模災害発生時等に全国警察から直ちに被災地へ派遣する部隊。 (29年4月警備課作成)							
	注2 東日本大震災により東北管区警察局での訓練が中止となった。							
	注3 大雨対応により中部管区警察局での訓練が中止となった。							
	【事例1】 29年1月、九州管区広域緊急援助隊は、福岡県北九州市若松区の埋立地等において、大規模災害の発生を想定した被災者の救出救助、緊急交通路確保、遺体取扱訓練等の各種訓練を実施した。本訓練については、平成28年熊本地震における反省・教訓を訓練想定に反映させた上、事前に現場の状況等を一切示さないブラインド方式で行われ、また、消防、自衛隊、DMAT(注4)等の関係機関が参加し、情報共有や救助に関する連携強化を図った。							
	注4 災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team)の略称							
	【事例2】 28年4月、広域緊急援助隊等の救出救助能力の向上を図るために、近畿管区警察学校内に整備された災害警備訓練施設の運用が開始され、部隊の救出救助能力のレベルに応じた体系的・段階的な訓練を実施した。							
	【事例3】 28年度においては、平成28年熊本地震に際し、非常災害対策本部会議等を通じて、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関と緊密に連携し、情報の共有を図ったほか、政府調査団及び現地対策本部に職員を派遣し、関係機関と協力しながら国と被災県との間で必要な調整を行った。							
	達成状況:◎	達成目標	関係機関との合同訓練の実施により、災害への的確な対処に向けた取組を推進する。					

業績指標②	基準							実績
災害警備活動の実施状況(事例)	<p>【事例1】 28年4月、熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に際し、震源を管轄する熊本県警察では、41都府県警察から警察災害派遣隊(注5)延べ約2万8,000人の派遣を受け、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索、被災状況についての情報収集等の災害警備活動に当たった。</p> <p>注5 大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、活動する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間経過後に派遣され、被災地の要望を踏まえた幅広い業務を遂行する一般部隊から構成される派遣部隊。</p> <p>【事例2】 28年8月から9月にかけての台風第10号に伴う豪雨により、岩手県・北海道を中心とした土砂災害等の発生に際し、岩手県警察では、19都府県警察から警察災害派遣隊延べ約1,200人の派遣を受け、被害情報の収集、被災者の救出救助等を実施した。</p>							
達成状況:◎	達成目標	災害の発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。						

参考指標①	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年	
災害警備活動に伴う被災都道府県警察の警察官出動延べ人員数	警察官の出動延べ人員(人)(注6、注7)	3,767,388	23,893	28,940	67,819	24,507	782,509	40,029	
(29年4月警備課作成)									
注6 台風、大雨、強風、高潮、地震、噴火及び津波による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限る)の延べ数(27年までは、噴火による被害発生に伴うものを除く。)									
注7 年をまたぐ出動については、災害が発生した年に人員を計上(東日本大震災における出動人員は、地震及び津波が発生した23年に計上)									
参考指標	主な災害種別ごとの発生件数、人的被害及び被災都道府県警察の警察官出動延べ人員	項目	23年			24年			
			地震	台風	計	地震	台風	計	
		件数(件)(注8)	1	2	3	0	2	2	
		死 者(人)	15,894	106	16,000	2	3	5	
		行方不明者(人)	2,553	17	2,570	0	0	0	
		負傷者(人)	6,303	726	7,029	36	278	314	
		出動延べ人員(人)(注9)	3,720,085	37,472	3,757,557	369	5,223	5,592	
		項目	25年			26年			
			地震	台風	計	地震	台風	計	
		件数(件)(注8)	2	1	3	2	0	2	
		死 者(人)	0	47	47	58	12	70	
		行方不明者(人)	0	4	4	5	1	6	
		負傷者(人)	63	315	378	168	335	503	
		出動延べ人員(人)(注9)	615	16,346	16,961	6,911	11,555	18,466	
		項目	27年			28年			
			地震	台風	計	地震	台風	計	
		件数(件)(注8)	3	1	4	6	2	8	
		死 者(人)	0	9	9	50	27	77	
		行方不明者(人)	0	0	0	0	4	4	
		負傷者(人)	21	341	362	2,789	184	2,973	
		出動延べ人員(人)(注9)	98	20,500	20,598	25,390	7,974	33,364	
※ 地震の欄の数値には、地震によって発生した津波に係る数値も含む。									
注8 件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数									
注9 「災害警備活動に伴う被災都道府県警察の警察官出動延べ人員数」の注釈を参照									
参考指標②	警察災害派遣隊として被災都道府県に派遣された警察官出動延べ人員	出動事案							
		23年度	台風第12号(9月)(注10)					484	
		24年度	新潟県魚沼市におけるトンネル内爆発事故(5月)(注10)					9	
			九州北部豪雨(7月)					138	
		25年度	7月26日からの大雨(7月)等					207	
		26年度	広島土砂災害(8月)					7,667	
			御嶽山噴火(9月)					1,128	
			長野北部地震(11月)					226	
		27年度	27年9月関東・東北豪雨(9月)					2,997	

28年度	平成28年熊本地震(4月)	27,936
	台風10号(8月、9月)	1,217
(29年4月警備課作成)		

注10 広域緊急援助隊出動延べ人員の数(警察災害派遣隊は24年5月に設置されたものであるため)

業績目標達成のために行った施策	○ 災害警備活動【行政事業レビュー対象事業:8 衛星回線契約役務、48 焦点】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するため、関係都道府県警察においては、所要の体制を確立して各種災害警備活動を実施した。
	○ 災害対策用資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:48 焦点】 災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等を充実させるなど、災害対処能力を充実強化した。
	○ 災害への対処に係る関係機関との合同訓練【行政事業レビュー対象事業:48 焦点】 災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、全国の都道府県警察において各種実践的訓練を実施した。
	○ 関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業:48 焦点】 災害発生時の対処等について、内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	◎:目標達成
		判断根拠	<p>業績指標①については、28年度中、広域緊急援助隊合同訓練を実施するとともに、各種実践的訓練及び関係機関との連携を行った事例もあることから、目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標②については、現在も東日本大震災に伴う災害警備活動を継続しているほか、平成28年熊本地震等の発生時には、所要の体制を確立して災害警備活動に当たったことから、目標を達成したといえる。</p> <p>したがって、目標の達成状況については、「目標達成」と認められる。</p>
	達成状況の分析		<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、災害対策用資機材の整備、災害への対処に関する関係機関との合同訓練、関係機関との情報交換等の取組が、目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、平素から装備資機材の整備、各種訓練及び関係機関との連携により重大事案への対処能力の強化を図り、災害発生時には所要の体制を確立して的確な災害警備活動を実施したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p>
目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括		目標の見直しの 方向性	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組の推進等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を29年度の業績目標等として設定する。</p>
		評価結果の政策 への反映の方向性	<p>【引き続き推進】 東日本大震災を踏まえ、警察では津波災害対策、原子力災害対策等を始めとした危機管理体制の再構築・強化等を推進するなど、不断の見直しを行っており、引き続き、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進するとともに、大規模自然災害等の重大事案発生時に必要な装備資機材や体制を強化する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「治安の回顧と展望(平成28年版)」(29年3月警察庁警備局)		
政策所管課	警備課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間

平成28年度実績評価書

基本目標5 業績目標3

基本目標	国の公安の維持						
業績目標	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処						
業績目標の説明	諜報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案への的確な対処する。						
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度		
	当初予算(a)	12,683,024 ‐<110,699,410>	12,917,480 ‐<116,981,772>	13,011,035 ‐<125,096,438>	13,046,088 ‐<119,706,518>		
	補正予算(b)	129,898 ‐<12,116,438>	143,642 ‐<9,773,369>	259,420 ‐<18,872,011>			
	繰越し等(c)	88,231 ‐<10,680,342>	0 ‐<10,583,225>				
	合計(a+b+c)	12,901,153 ‐<133,496,190>	13,061,122 ‐<137,338,366>				
	執行額(千円)	12,697,089 ‐<116,879,296>	12,862,578 ‐<121,094,872>				
※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標5・業績目標1の再掲)。							
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等 						
	<ul style="list-style-type: none"> ○「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> 1 情報収集・分析の強化 6 テロ対策協力のための国際協力の推進 						
	<ul style="list-style-type: none"> ○「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> I 各種テロ対策の強化・加速化 1 情報収集・分析等の強化 6 テロ対策協力のための国際協力の推進 						
業績指標	業績指標①	実績					
	国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例)	<p>伊勢志摩サミット、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等に関して、外事情報部長及び28年度に新設された外事情報調整室長によるハイレベルかつ緊密な情報交換、実務担当者による情報交換等を積極的に実施し、従来以上に外国治安情報機関等との緊密な連携が図られた。</p> <p>また、28年9月にシンガポールで実施されたPSI(注1)阻止訓練へ参加したほか、28年10月には、独立行政法人国際協力機構(JICA)と「国際テロ対策セミナー」を共催し、世界各国のテロ対策実務担当者に対して国際テロ対策に関するノウハウを提供するなど、国際的な取組に積極的に参加した。</p> <p>加えて、経済産業省との共催による、都道府県警察の捜査員を対象とした研修会の開催等、関係機関との緊密な連携を図った。</p> <p>注1 Proliferation Security Initiative(拡散に対する安全保障構想)の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組のこと。105か国(平成28年末現在)がPSIの基本原則や目的に対する支持を表明している。</p>					
	達成状況: ◎	達成目標	国内外の機関との情報交換を始めとした関係機関との連携を強化する。				
	業績指標②	実績					
	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況(事例)	<p>北朝鮮による拉致容疑事案等について捜査・調査を推進するとともに、28年度中、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙するなど、対日有害活動に的確に対処した。</p> <p>【事例1】</p> <p>北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向け、外事情報部外事課に設置した「特別指導班」が都道府県警察に対する巡回指導を実施したほか、都道府県警察及び警察庁のウェブサイトを活用するなどして、広く情報提供を求めた。その結果、国内で3人を発見し、拉致の可能性を排除した。</p>					

	<p>【事例2】 29年3月、経済産業大臣の許可を受けないで、大量破壊兵器関連物資等に当たる炭素繊維製造装置である不融化炉の部分品である炉体1台を中国に輸出したとして、会社役員ら3名を外国為替及び外国貿易法違反(無許可輸出)で逮捕した。</p>							
達成状況:○	達成目標	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組を推進する。						

参考指標・参考事例	参考指標	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
	国内における国際テロの発生件数	国際テロの発生件数	0	0	0	0	0	0	0
(29年4月国際テロリズム対策課作成)									
参考事例									
海外における国際テロの発生状況		<p>【事例1】 28年6月、米国・フロリダ州オーランドのナイトクラブで、男が銃を乱射し、49人が死亡、53人が負傷した。</p> <p>【事例2】 28年7月、バングラデシュ・ダッカにおいて、武装グループがレストランを襲撃して立てこもり、銃撃戦で警察官2人を殺害したほか、店内にいた日本人7人を含む20人の人質を殺害した。</p> <p>【事例3】 28年7月、フランス・ニースで開催された祝日を記念して行われた花火を見物するために集まっていた人々に対し、男がトラックで突入してれき過した後、降車して発砲し、86人が死亡、200人以上が負傷した。</p>							

業績目標達成のために行った施策	○ 官邸、関係機関等との連携【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等、54 ラヂオプレスニュース速報受信】 内閣情報会議(注2)、合同情報会議(注3)等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行った。
	注2 我が国又は国民の安全に関する国内外の情報のうち、内閣の重要施策に関するものについて、関係行政機関が相互に緊密な連絡を行うことにより総合的な把握をするなどの目的で内閣に設置。内閣官房長官が議長を務め、警察庁、金融庁、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省の事務次官等が構成員となる。
	注3 関係行政機関相互間の機動的な連携を図るとともに、政府の保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析を行うため、内閣情報会議に設置。内閣官房副長官(事務)が議長を務め、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省の局長等が構成員となる。
	○ 外国情報機関等との情報交換【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等、54 ラヂオプレスニュース速報受信】 外事情報部長及び外事情報調整室長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
		判断根拠	業績指標①については、28年度中、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されたことから、目標を達成したといえる。 業績指標②については、28年度中、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた取組を一層強化するとともに、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案についての捜査を推進し、外国為替及び外国貿易法違反事件を検挙した。また、PSI阻止訓練等の国際的な取組に積極的に参加したことから、目標をおおむね達成したといえる。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析		業績指標①及び②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、内閣情報会議、合同情報会議等における情報の提供や、外事情報部長及び外事情報調整室長によるハイレベルかつ緊密な情報交換、実務担当者による情報交換等の積極的な実施等、国内関係機関・外国治安情報機関等との情報交換を通じた情報収集・分析機能の強化等を行うとともに、それらをいかして違法行為の取締りを推進したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。

目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、関係機関等との連携の強化等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を29年度の業績目標等として設定する。
	評価結果の政策 への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、情報収集・分析体制の強化及び国内外の関係機関との情報交換を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報	○「治安の回顧と展望(平成28年版)」(29年3月警察庁警備局)
-------------------------------	----------------------------------

政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間
-------	----------------	----------	------------------

平成28年度実績評価書

基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実				
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実				
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。				
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	当初予算(a)	1,742,391 <110,563,330>	1,439,148 <116,796,012>	1,377,214 <125,096,438>	1,203,457 <119,706,518>
	補正予算(b)	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>	
	繰越し等(c)	0 <10,179,006>	0 <10,583,225>		
	合計(a+b+c)	1,742,391 <132,858,774>	1,439,148 <137,152,606>		
	執行額(千円)	1,239,893 <116,241,880>	964,759 <120,909,112>		

※ 上段には犯罪被害給付費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。

業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> (6) 犯罪被害者等の保護 ○ 「第3次犯罪被害者等基本計画」(28年4月1日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> V 重点課題に係る具体的な施策 <ul style="list-style-type: none"> 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第3 刑事手続への関与拡充への取組 第4 支援等のための体制整備への取組 <p>「経済財政運営と改革の基本方針2017」(29年6月9日閣議決定) 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保 (2) 治安、消費者行政 ① 治安・司法・危機管理等</p>
---------------------------------	--

業績指標①	基準							実績
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	
犯罪被害給付制度の運用状況(平均裁定期間)	平均裁定期間(月)(注1)	7.3	5.9	6.8	6.9	7.0	6.8	6.7
	注1 各年度中に裁定がなされた事件の申請から裁定までの期間の平均							(29年4月給与厚生課作成)
達成状況: ○	達成目標	第2次犯罪被害者等基本計画期間(23~27年度)中の平均値よりも下回る。						
業績指標②	基準							実績
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	
犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	3,851	4,576	5,002	4,423	3,901	4,351	4,076
	部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	468	593	353	639	406	492	492
	※ 28年度は暫定値							(29年4月給与厚生課作成)
達成状況: ○	達成目標	警察部内カウンセラーの積極的な運用等により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行う。						
業績指標③	基準							実績
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	
関係機関・団体等との連携状況(民間被害者支援団体における相談受理件数、直接支援件数及び警察からの情報提供件数)	民間被害者支援団体における相談受理件数(件)	24,649	25,892	24,177	25,445	29,282	25,889	27,678
	民間被害者支援団体における直接支援件数(件)	7,250	8,088	8,150	8,546	6,875	7,782	7,656
	警察からの情報提供件数(件)	712	852	899	833	1,084	876	1,203
	※ 28年度は暫定値							(29年4月給与厚生課作成)

業績指標	達成状況:○	達成目標	関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者支援を適切に行う。 警察から関係機関・団体等への情報提供を積極的に行う。							
	業績指標④	基準								実績
	被害者連絡制度 (注2)の実施状況	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年	
		被害者連絡制度の実施率 (%) ^(注3)	81.9	78.7	82.5	85.4	87.4	83.2	97.9	
		(29年4月刑事企画課作成)								
		注2 身体犯や重大な交通事故事件の被害者又はその遺族に対し、被害者等の意向を踏まえた上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況等について、事件を担当する捜査員が連絡を行う制度								
		注3 割合は、対象事件のうち同制度による連絡を実施したもの(28年より、同制度による連絡を実施した結果、拒否されたものについても実施件数に含めるなど、計上方法を変更した)。								
	達成状況:○	達成目標	被害者連絡制度を適切に運用する。							
	業績指標⑤	基準								実績
	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年		
	司法解剖後の遺体修復・遺体搬送件数(件)	7,745	8,157	7,798	7,668	6,570	7,588	5,970		
	診断書料、初診料、検査書料の支給件数(件) ^(注4)	6,202	6,535	6,451	6,702	6,192	6,416	6,288		
	性犯罪被害に係る診断書料、初診料、検査費用の支給件数(緊急避妊費用、人工中絶費用を含む)(件)	4,289	4,522	4,445	4,236	3,718	4,242	3,537		
	※ 28年は暫定値 (29年4月給与厚生課作成)									
	注4 診断書料、初診料については、性犯罪被害に係るものを除く件数									
	達成状況:△	達成目標	犯罪被害者に対する公費負担制度を適切に運用する。							

参考指標・参考事例	参考指標①	基準								実績
	犯罪被害給付制度 の運用状況 (申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額)	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度	
		申請 (申請件数(件))	652 (810)	619 (729)	558 (645)	531 (623)	452 (552)	562 (672)	460 (536)	
		支給被害者(人) (裁定件数(件))	663 (835)	517 (621)	516 (597)	503 (591)	422 (523)	524 (633)	390 (470)	
		不支給被害者(人) (裁定件数(件))	52 (61)	56 (69)	55 (65)	56 (64)	33 (36)	50 (59)	50 (54)	
		合計(人) (裁定件数(件))	715 (896)	573 (690)	571 (662)	559 (655)	455 (559)	575 (692)	440 (524)	
		裁定金額(百万円)	2,065	1,509	1,233	1,243	991	1,408	882	
		※ 28年度は暫定値 (29年4月給与厚生課作成)								
		注5 申請受理から支給までには一定の期間を要するため、各年度における申請件数と裁定件数は必ずしも一致しない。								
		注6 犯罪被害者等給付金のうち、遺族給付金については、支給対象となる第一順位遺族が、被害者一名につき複数名存在する場合があるため、被害者数と件数は必ずしも一致しない。								
	参考指標②	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度	
	刑法犯(過失犯 ^(注7) を除く。)による死者及び重傷者(注8)の数	死者(人)	656	587	521	570	502	567	472	
		重傷者(人)	2,788	2,759	2,745	2,718	2,521	2,706	2,571	
		合計(人)	3,444	3,346	3,266	3,288	3,023	3,273	3,043	
		※ 28年度は暫定値 (29年4月捜査支援分析管理官作成)								
	参考指標③	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度 (平均)	28年度	
	交通事故による死者及び重傷者(注8)の数	死者(人)	4,605	4,465	4,341	4,111	4,077	4,320	3,846	
		重傷者(人)	48,228	45,984	44,280	41,166	38,621	43,656	35,334	
	※ 28年度は暫定値 (29年4月交通企画課作成)									

参考指標④	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23～27年度 (平均)	28年度
犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員の配置数及びその他の被害相談専門要員の配置数)	警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員(人)	86	92	70	80	82	82	90
	その他の被害相談専門要員(人)	136	91	49	55	52	77	51
※ 28年度は暫定値								(29年4月給与厚生課作成)
参考指標⑤	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年
指定被害者支援要員制度の運用状況(注9)	要員数(人)	32,403	32,949	33,687	34,234	35,451	33,745	36,610
	運用件数(件)	28,613	33,811	34,126	31,911	31,634	32,019	31,016
※ 28年度は暫定値								(29年4月給与厚生課作成)
注9 専門的な犯罪被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が、各種被害者支援活動を実施する制度								

業績目標達成のために行った施策	○ 警察庁犯罪被害者支援基本計画の推進【行政事業レビュー対象事業:71 犯罪被害給付金、57 犯罪被害者支援経費】 「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を策定し、当該計画に基づく各種支援施策を推進した。
	○ 被害者支援活動等に対する適切な評価の実施 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して表彰を実施した。
	○ 研修(被害者支援専科及び被害者カウンセリング技術(初級)専科)の実施 警察大学校等において、被害者支援専科、被害者カウンセリング技術(初級)専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施した。
	○ 広報の推進【行政事業レビュー対象事業:57 犯罪被害者支援経費】 11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。
	○ 全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進【行政事業レビュー対象事業:57 犯罪被害者支援経費】 民間被害者支援団体等と「全国犯罪被害者支援フォーラム2016」を共催した。
	○ 被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等) 少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行った。

目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
	判断根拠	<p>業績指標①については、28年度中の値が、第2次犯罪被害者等基本計画期間(23～27年度)中の平均値を下回り、目標を達成した。</p> <p>業績指標②については、28年度中の警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(4,076件)は過去5年間の平均値(4,351件)を下回ったが、部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(492件)は過去5年間の平均値(492件)と同値であることから、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>業績指標③については、28年度中の民間被害者支援団体における直接支援件数(7,656件)は過去5年間の平均値(7,782件)を下回ったものの、民間被害者支援団体における相談受理件数(27,678件)及び警察からの情報提供件数(1,203件)は、過去5年間の平均値(それぞれ25,889件、876件)を上回ったことから、目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>業績指標④については、28年中の被害者連絡制度の実施率が97.9%となっており、十分な実施率が維持されていることから、目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標⑤については、28年度中の各項目の値は、過去5年間の平均値を下回っており、目標の達成が十分とは言えない。</p> <p>個別の業績指標において達成が十分とは言えないものがあるものの、近年の刑法犯による死者及び重傷者の数の減少傾向等を勘案すれば、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>

評価の結果	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、警察庁犯罪被害者支援基本計画の推進、被害者支援活動等に対する適切な評価の実施等により、適切な犯罪被害給付制度の運用を図ったことが、目標達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、研修(被害者支援専科及び被害者カウンセリング技術(初級)専科)の実施、被害を受けた少年に対する支援の推進等により、支援活動の高度化や、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を図ったことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標③については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、広報の推進、全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進により、民間被害者支援団体の活動に対する犯罪被害者等の認知度向上や、警察と民間被害者支援団体との情報共有を図ったことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標④については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、警察庁犯罪被害者支援基本計画に盛り込まれている「被害者連絡制度」が制度としてほぼ定着しており、目標達成に寄与していると考えられる。</p> <p>業績指標⑤については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、警察庁犯罪被害者支援基本計画の推進、研修(被害者支援専科及び被害者カウンセリング技術(初級)専科)の実施及び広報の推進等により、各制度の整備促進や、犯罪被害者等への制度周知を図ったが、目標の達成は十分ではなかった。その原因としては、刑法犯による死者及び重傷者の数が減少傾向にあること等が認められる。</p>				
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>【業績目標】 今後も、犯罪被害者等の支援の充実を目指すため、犯罪被害者給付制度の適切な運用等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標を29年度の業績目標として設定する。</p> <p>【業績指標及び達成目標】 刑法犯による死者及び重傷者の数が減少傾向にある現在、犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数等は業績指標として必ずしも適切ではないことから、参考指標に変更し、これに代えて、犯罪被害者等の利用するカウンセリング等心理療法の費用負担軽減状況を新たな業績指標とする。</p>			
学識経験を有する者の意見の活用		29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成28年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」(29年5月警察庁長官官房給与厚生課) ○ 「交通事故統計年報」(警察庁交通局) 				
政策所管課	給与厚生課、刑事企画課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間			

平成28年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

基本目標	安心できるIT社会の実現						
業績目標	サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止						
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、サイバー空間をめぐる脅威に対処するとともに、サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。						
基本目標に関する予算額・執行額	区分	26年度	27年度	28年度	29年度		
	当初予算(a)	220,474 <110,563,330>	229,703 <116,796,012>	185,282 <125,096,438>	178,798 <119,706,518>		
	補正予算(b)	85,473 <12,116,438>	0 <9,773,369>	0 <18,872,011>			
	繰越し等(c)	0 <10,179,006>	0 <10,583,225>				
	合計(a+b+c)	305,947 <132,858,774>	229,703 <137,152,606>				
	執行額(千円)	253,320 <116,241,880>	206,755 <120,909,112>				
※ 上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。							
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築						
	○「サイバーセキュリティ戦略」(27年9月4日閣議決定) 5.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 5.3 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障						
	○「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定) 第2 具体的施策 II Society5.0に向けた横割課題 B. 価値の最大化を後押しする仕組み 6. サイバーセキュリティの確保						
業績指標	業績指標①	実績					
	サイバー犯罪対策に係る取組状況(事例)	【事例1】 インターネットバンキングに係る不正送金事犯において不正アクセスに利用されたレンタルサーバからのアクセスを遮断するため、28年4月、レンタルサーバのIPアドレスを警察庁から各都道府県警察及び一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)(注1)を通じて金融機関に情報提供した。 また、インターネットバンキングの電子決済サービスにおいて電子マネー等が不正に購入されるといった被害が同年9月以降増加したことから、同年10月から12月にかけて、金融機関及び電子決済運営管理団体に対して被害防止対策の強化を要請した。 注1 我が国における新たな産学官連携の枠組みとして26年から業務が開始された一般財団法人					
	達成状況:◎	達成目標	サイバー関連事業者等との連携強化等により、サイバー犯罪対策を推進する。				
	業績指標②	実績					
	サイバー攻撃対策に係る取組状況(事例)	【事例1】 サイバー攻撃事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内のC2サーバ(注2) 64台の機能停止(テイクダウン)を実施し、27年中の48台を上回った。 注2 Command and Control serverの略。攻撃者の命令に基づいて動作する不正プログラムに感染したコンピュータに指令を送り、制御の中心となるサーバのこと。					

	<p>【事例2】</p> <p>28年4月から9月にかけて開催された伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合では、サイバー攻撃を警備における脅威の一つと位置付け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会議主催省庁や内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)等との連携の強化 ○ 会場等関係施設、重要インフラ事業者等に対する管理者対策の徹底 ○ 全国のサイバー攻撃特別捜査隊、サイバーフォース(注3)の特別派遣 ○ サイバー攻撃の発生を想定した関係機関等との共同対処訓練の実施等の取組を行った。 <p>注3 サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃に係る捜査に関する専門的な知識、技能及び経験をいかし、各都道府県警察に対して技能・技術・体制面の支援を行うことにより、サイバー攻撃事案に対する警察全体の捜査能力の向上を図るために、13都道府県警察に設置されている。サイバーフォースは、サイバー攻撃対策の技術的基盤として、都道府県警察に対する技術支援を実施しており、警察庁及び地方機関に設置されている。</p>								
達成状況:◎	達成目標	関係機関、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化等により、サイバー攻撃対策を推進する。							

参考指標①	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
サイバー犯罪(注4)の検挙件数	合計(件)	5,741	7,334	8,113	7,905	8,096	7,438	8,324
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反	248	543	980	364	373	502	502
	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪	105	178	478	192	240	239	374
	ネットワーク利用犯罪	5,388	6,613	6,655	7,349	7,483	6,698	7,448
(29年4月情報技術犯罪対策課作成)								
注4 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪								
参考指標②	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
サイバー犯罪等に関する相談受理件数	合計(件)	80,273	77,815	84,863	118,100	128,097	97,830	131,518
	詐欺・悪質商法	32,892	29,113	36,237	58,340	67,026	44,722	67,480
	迷惑メール	11,667	12,946	10,682	14,185	16,634	13,223	14,583
	名誉毀損・誹謗中傷	10,549	10,807	9,425	9,757	10,398	10,187	11,136
	不正アクセス・ウイルス	4,619	4,803	6,220	9,550	7,089	6,456	9,530
	違法情報・有害情報	3,382	3,199	3,132	5,080	4,854	3,929	6,913
	インターネット・オーバークション	5,905	4,848	5,950	6,545	6,274	5,904	5,440
	その他	11,259	12,099	13,217	14,643	15,822	13,408	16,436
(29年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標③	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額	発生件数(件)	165	64	1,315	1,876	1,495	983	1,291
	被害額(万円)	30,800	4,800	140,600	291,000	307,300	154,900	168,700
(29年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標④	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報件数	違法情報(件) (注5)	36,573	38,933	30,371	35,013	72,073	42,593	33,284
	(29年4月情報技術犯罪対策課作成)							
注5 儿童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報								

参考指標⑤	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
出会い系サイト及びコミュニティサイト(注6)の利用に起因する犯罪に遭った児童の数	出会い系サイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	282	218	159	152	93	181	42
	コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	1,085	1,076	1,293	1,421	1,652	1,305	1,736
(29年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標⑥	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
標的型メール攻撃の把握件数(注7)	標的型メール攻撃の把握件数(件)		1,009	492	1,723	3,828	1,763	4,046
(29年4月警備企画課作成)								
参考指標⑦	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年 (平均)	28年
サイバーテロ(注8)の発生件数	発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
	(29年4月警備企画課作成)							
注8 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの								

<p>○ 全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化【行政事業レビュー対象事業:62 サイバー犯罪取締りの推進】</p> <p>効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式(注9)を活用し、サイバー犯罪や違法情報の取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、ファイル共有ソフトによるファイルの流通状況等の実態を把握するためのP2P観測システムを運用し、ファイル情報の分析・検索を行った。このほか、高度情報技術解析センターを中心に不正プログラムの効率的な解析を推進した。</p> <p>注9 特定のサイバー犯罪の初期捜査やインターネット・ホットラインセンターから警察庁に対して通報された違法情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的にを行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式</p>
<p>○ 警察職員への研修等による警察のサイバー攻撃対策のための体制の強化【行政事業レビュー対象事業:65 サイバー攻撃対策の推進】</p> <p>サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法に関する民間委託による訓練等を実施するほか、サイバー攻撃に関する情報収集及び分析のための資機材を運用するなど、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止のための体制強化を推進した。</p>
<p>○ 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進</p> <p>リアルタイム検知ネットワークシステムを運用してサイバー攻撃の予兆及び実態の把握に努めた。</p>
<p>○ 情勢に対応した訓練環境の充実【行政事業レビュー対象事業:63 情勢に対応した訓練環境の充実】</p> <p>各種サイバー攻撃事案やサイバー犯罪事案を疑似的に体験できる訓練環境を用い、全国警察のサイバー攻撃対策やサイバー犯罪対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施した。</p>
<p>○ 各種講演やセミナーによる研修及びウェブサイト等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発【行政事業レビュー対象事業:61 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】</p> <p>警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等における情報セキュリティ・アドバイザーによる講演やセミナーを実施したほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のサイトや警察庁セキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を通じて、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。</p>
<p>○ サイバーテロ対策協議会(注10)、共同対処訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携</p> <p>サイバーテロ対策協議会等を通じた情報セキュリティに関する情報提供、制御システムへのサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等により、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の重要なインフラ事業者等と連携するなど、サイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を推進した。</p>
注10 警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等との間で構成する協議会

業績目標達成のために行った施策		<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携 サイバーアンテリジェンス情報共有ネットワーク(注11)を通じて事業者等から提供されたサイバー攻撃に関する情報等の集約・分析、その結果に基づく注意喚起等により、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等と連携するなど、サイバーアンテリジェンスの発生及び被害の拡大の防止を推進した。 注11 警察と情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うネットワーク
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 國際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化 G7ハイテク犯罪サブグループ会合やサイバー犯罪に係る二国間協議等への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO)等を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進【62 サイバー犯罪取締りの推進】 インターネットバンキングに係る不正送金事犯について徹底的な取締りを推進したほか、サイバー空間上の口座売買等事件について一斉集中取締りを実施した。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報技術解析に係る関係機関との連携強化 デジタルフォレンジック連絡会を開催し、情報技術解析に係る関係機関との情報共有を図った。また、関係機関に対し、デジタルフォレンジックに関する講義を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。さらに、情報技術解析に資する技術情報の収集等を図るため、民間事業者等との協力関係構築に取り組んだ。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業:61 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等、62 サイバー犯罪取締りの推進】 総合セキュリティ対策会議においては、「コミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携の在り方」について議論を行い、報告書を取りまとめた。また、外国のサーバに開設された、実在する企業のウェブサイトを装ったウェブサイト等に関する情報のウイルス対策ソフト事業者等に対する提供に加え、ウェブプラウザ事業者等が加盟する国際的なフィッシング対策の非営利団体であるAPWGIに対しても同情報の提供を開始し、ウイルス対策ソフト等を導入していないインターネット利用者が、こうしたウェブサイトを閲覧しようとする際に、コンピュータ画面に警告表示を行うことが可能となった。さらに、産学官連携によるサイバー空間の脅威への対処を目的とする一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターの活動に参画したほか、不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会(官民ボード)やプロバイダ連絡協議会等においてサイバー犯罪情勢や対策の在り方等について情報交換を行うとともに、インターネットに係る最新の技術に関する情報及び電子機器等の解析に必要な技術情報を得るために、民間企業との技術協力を推進した。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット・ホットライン業務の効果的運用【行政事業レビュー対象事業:59 インターネット・ホットライン業務】 一般的のインターネット利用者等から違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うため、警察庁が業務委託をしているインターネット・ホットラインセンターにおいて、通報を受けたインターネット上の違法情報等に関し、サイト管理者等に対して、28年中は違法情報17,106件の削除依頼を行い、このうち16,838件(98.4%)が削除された。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づき、第6条の禁止誘引行為違反について、28年中は219件を検挙した。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業:59 インターネット・ホットライン業務】 サイバー防犯ボランティアが行う講習に対する支援や、具体的なサイバーパトロールの方法の教示等を行い、防犯ボランティア団体の活動を推進した。

評価	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○: 相当程度進展あり
		判断根拠	<p>業績指標①については、28年度中、サイバー関連事業者等との連携を強化し、情報提供や被害防止対策等を積極的に推進したことから、目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標②については、28年度中、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携を強化したことから、目標を達成したといえる。</p> <p>各業績指標については目標を達成したといえるものの、28年中は標的型メール攻撃の把握件数(参考指標⑥)が過去最多となり、サイバー犯罪の検挙件数(参考指標①)及びサイバー犯罪等に関する相談受理件数(参考指標②)が増加し、過去最多となるなど、サイバー空間の脅威は依然として深刻であることから、基本目標である「安心できるIT社会の実現」の達成は道半ばであると考えられる。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>

の 結果	達成状況の分析	業績指標①については、「実績」欄に掲げた事例を始めとして、金融機関やJC3等の関係機関・団体と連携した対策の強化や注意喚起等の取組を推進したことが目標の達成に寄与したと考えられる。 業績指標②については、重要インフラ事業者等、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との共同対処訓練の実施、情報共有等の取組が、目標の達成に寄与したと考えられる。			
	目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	【業績目標】 今後も、安心できるIT社会の実現を目指すに当たり、サイバー空間と実空間が不可分となっている現状を踏まえる必要があることから、業績目標について、表現の変更を検討する。		
評価結果の政策 への反映の方向性		【引き続き推進】 サイバー空間の脅威は依然として深刻であることから、引き続き、人的基盤の強化、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化、民間事業者、学識経験者、諸外国等との連携の強化、被害防止のための広報啓発の推進等に取り組む。			
学識経験を有する者の知見の活用	29年6月19日に開催した第34回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成28年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢について」(29年3月警察庁) ○ 「平成28年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」(29年4月警察庁) 				
政策所管課	総務課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、 情報技術解析課	政策評価実施時期	28年4月から29年3月までの間		